

**鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
(第 6 期)
素案**

目次

総論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景・趣旨.....	1
2 計画の法的位置づけ.....	4
3 計画の期間と見直し時期.....	4
4 計画の策定体制.....	5
第2章 高齢者を取り巻く状況	6
1 人口構成の変化.....	6
2 若年層や高齢者の状況.....	8
3 要介護認定者の状況.....	14
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 計画の基本理念.....	20
2 計画の目標（案）.....	20
3 日常生活圏域の設定.....	21
4 施策体系.....	22

各論	23
重点目標 地域包括ケア体制の充実	23
1 医療・介護連携の体制づくり	24
2 地域ささえあい体制づくり	25
第1章 いつも元気で健康でいられるまち	30
1 社会参加と生きがいの促進	30
2 健康づくりの促進	32
3 介護予防の推進	35
第2章 ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち	38
1 ささえあいの推進	38
2 安全で快適な生活の確保	40
3 介護・保健・福祉の拠点の充実	42
第3章 いつまでも安心して暮らせるまち	44
1 高齢者福祉サービスの充実	44
2 介護保険サービスの充実	49
第4章 計画の推進	69
1 推進体制	69
2 推進のための役割分担	70
3 点検・評価方法	70
資料編	71

総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景・趣旨

団塊の世代がすべて高齢者になる平成 26 年に向けて、わが国は世界に類をみないスピードで高齢化が進んでおり、平成 26 年 3 月現在の高齢化率は 25.5%となっています。

鴨川市においても、第 3 期計画スタート時点の平成 18 年では高齢者人口 10,860 人、高齢化率 28.9%でしたが、平成 25 年には高齢者人口 11,754 人、高齢化率 33.1%となり、この 7 年間で高齢化率は約 4.2 ポイント増加しています。

10 年後の平成 37 年には団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者となり、寝たきりや認知症高齢者の増加、医療と介護の連携などへの喫緊の対応が求められています。

国は、平成 24 年度の介護保険制度の改正において、第 3 期介護保険事業計画期間にスタートした「地域包括ケア」の考え方を一層推進する形として、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、生活支援、介護、医療、予防の 5 つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めてきました。

第 6 期計画以後の計画は、平成 37 年に向け、「地域包括ケア計画」として、第 5 期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していくものとしています。また、平成 37 年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る必要があります。

本計画は、このような流れを受けて、本市の介護保険事業に係る基本的事項を定め、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供するとともに、高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送ることができるよう、「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 6 期）」として策定するものです。

地域包括ケアの実現に向けた第6期計画のポイント（国の方向性）

第6期計画では、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のより一層の充実をめざし、体制の整備に取り組んでいくことが求められています。

また、今度、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となっています。

（1）平成37年のサービス水準等の推計

第6期計画では、計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に記載していく必要があります。

（2）在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって、方向を提示する必要があります。

また、その際には、75歳以上の高齢者、認知症の高齢者など、医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要となります。

（3）生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実・強化するための取り組みを記載する必要があります。

また、平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期計画中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネーターの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めることが期待されています。

（４）医療・介護連携・認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて、必要な体制の整備など各市町村の第６期計画における取り組み方針と施策を示す必要があります。また、第６期計画期間中に取り組みが可能な自治体から順次具体的に実施することとされています。

（５）住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護など、サービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する必要があります。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図ることとされています。

2 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する計画であり、市町村老人福祉計画として策定するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき策定される市町村介護保険事業計画として策定するものです。

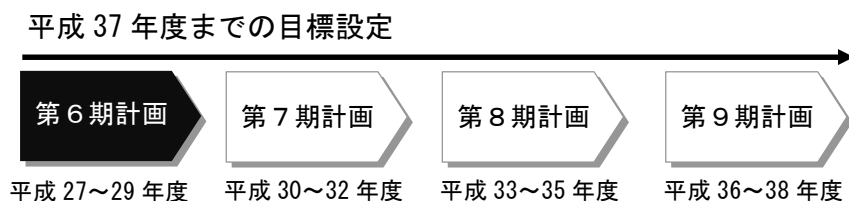
本市においては、高齢者保健福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体として策定します。

また、本計画は、市の最上位計画にあたる「第 1 次鴨川市基本構想・鴨川市第 2 次 5 か年計画」や市の健康福祉を総合的に推進する基本計画である「鴨川市健康福祉推進計画」、さらには「千葉県高齢者保健福祉計画」等の関連諸計画と整合性を図りながら、推進を図ります。

3 計画の期間と見直し時期

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間と定めます。

また、すべての団塊の世代が 75 歳以上になる平成 37 年度の姿を見据えたうえでの、第 1 ステップの計画となります。



4 計画の策定体制

(1) アンケート調査

計画策定にあたり、若年者、一般高齢者、要支援・要介護認定者を対象として実施してアンケート調査を実施しました。

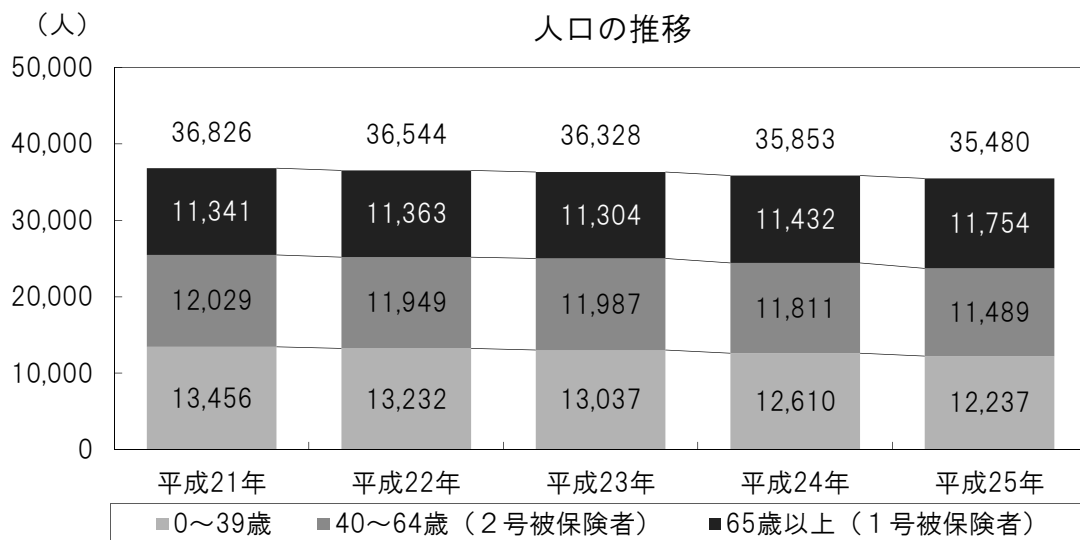
	若年者調査	一般高齢者調査	要支援・要介護認定者調査
調査対象者	40～64 歳までの市民（要支援・要介護認定者を除く）	65 歳以上の市民（要支援・要介護認定者を除く）	市内の要支援・要介護認定者（在宅者及び施設入所者）
母数	平成 25 年 12 月末現在の住民基本台帳及び外国人登録 11,286 件	平成 25 年 12 月末現在の住民基本台帳及び外国人登録 11,924 件	平成 25 年 12 月末現在における認定者 2,211 件
抽出方法	層化無作為抽出法		
調査方法	郵送法		
配布期間	平成 26 年 1 月 6 日～1 月 20 日		
配布数	1,000 件	2,500 件	1,250 件
有効回収数	498 件	1,606 件	642 件
回収率	49.8%	64.2%	5.4%

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 人口構成の変化

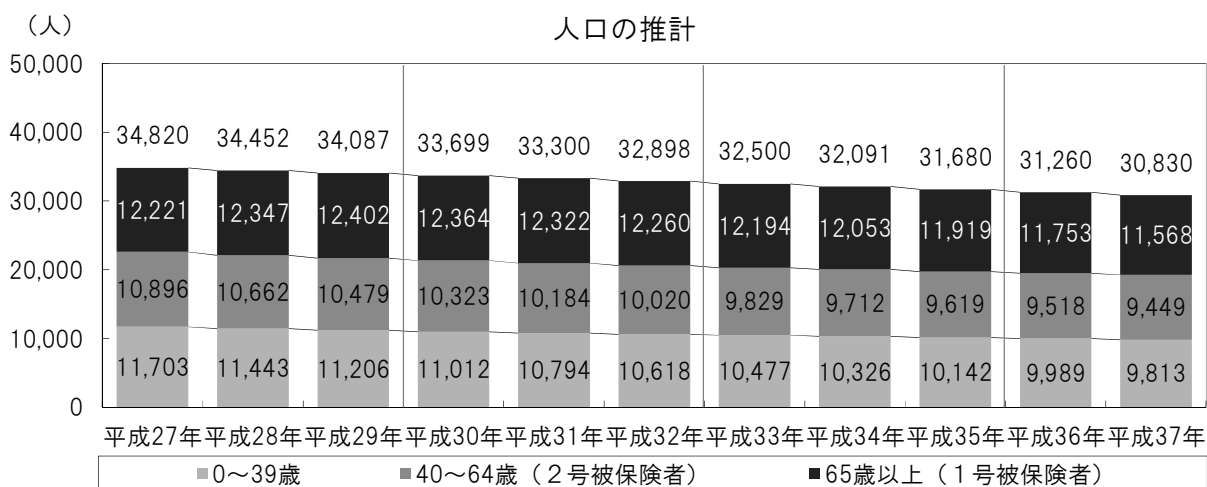
(1) 人口の推移と推計

人口の推移を見ると、総人口は減少傾向にあり、平成25年時点で35,480人となっています。介護保険第1号被保険者にあたる65歳以上は年々増加傾向にありますが、第2号被保険者にあたる40～64歳は減少傾向が続いています。



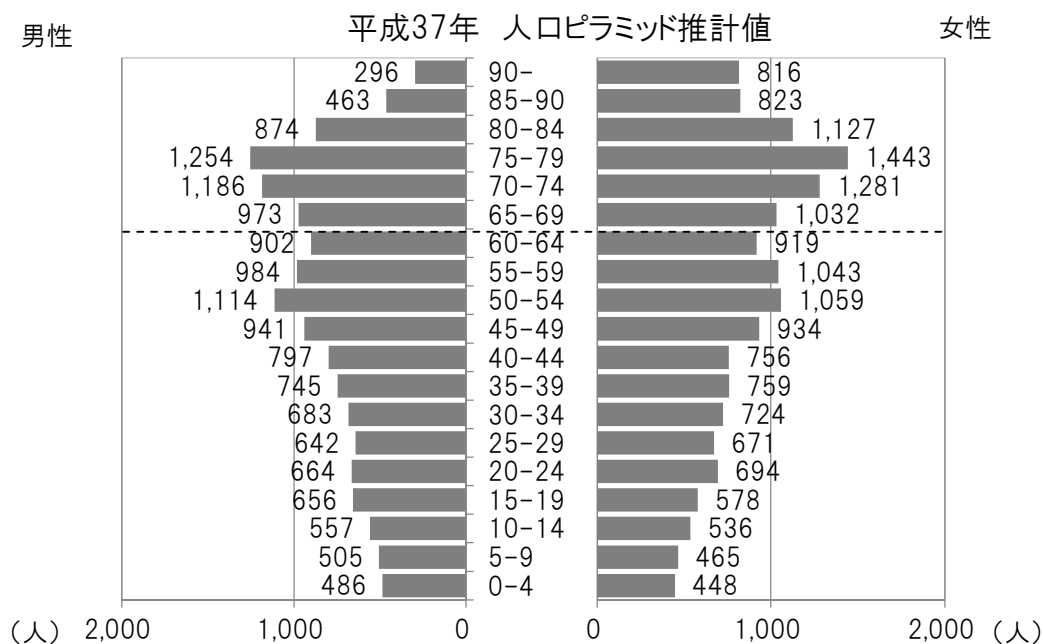
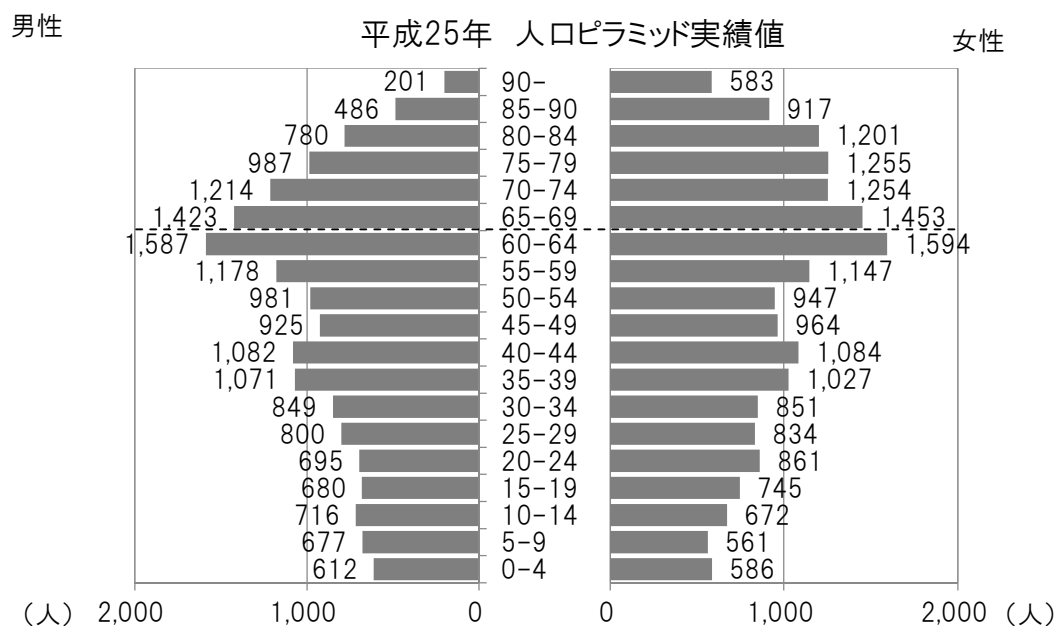
資料：登録人口

実績を基に行った人口推計を見ると、総人口は減少傾向にあります。65歳以上については第6期計画期間内（平成29年まで）は微増していますが、平成30年以降減少に転じ、平成37年には11,568人となっています。



(2) 人口ピラミッドの変化

人口を5歳区切り・男女別にした人口ピラミッドをみると、平成25年時点では60～64歳の層が最も多かったのに対し、平成37年度には75～79歳の層が最も多くなっており、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となっていることがうかがえます。

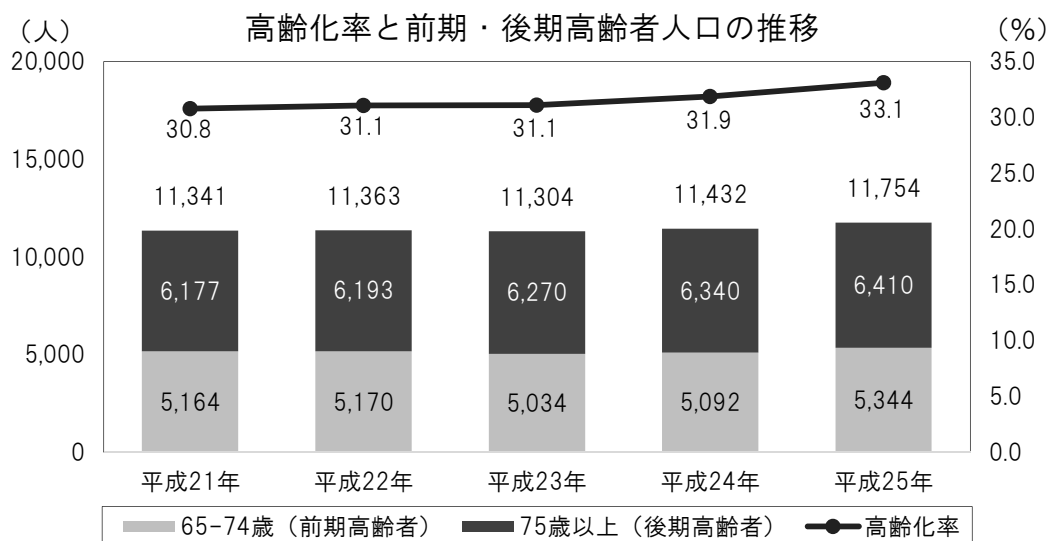


2 若年層や高齢者の状況

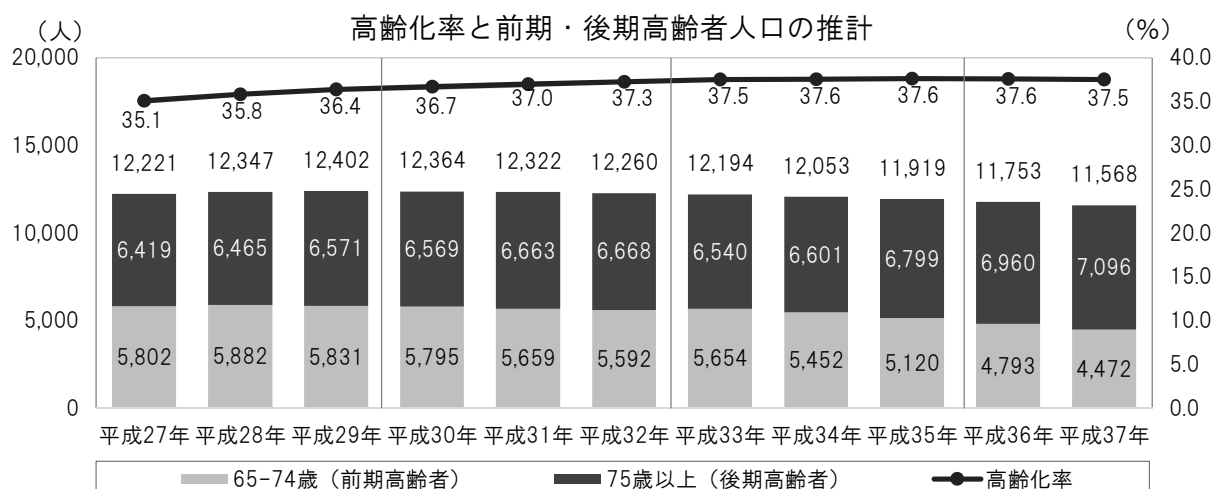
(1) 高齢化の状況

総人口に 65 歳以上人口が占める割合（高齢化率）の推移を見ると、増加傾向にあり、平成 25 年では 33.1%と、3 人に 1 人が高齢者となっています。

また、高齢者人口の推移を年齢別に分けて見ると、65～74 歳の前期高齢者より 75 歳以上の後期高齢者の方が多く、いずれも増加しています。

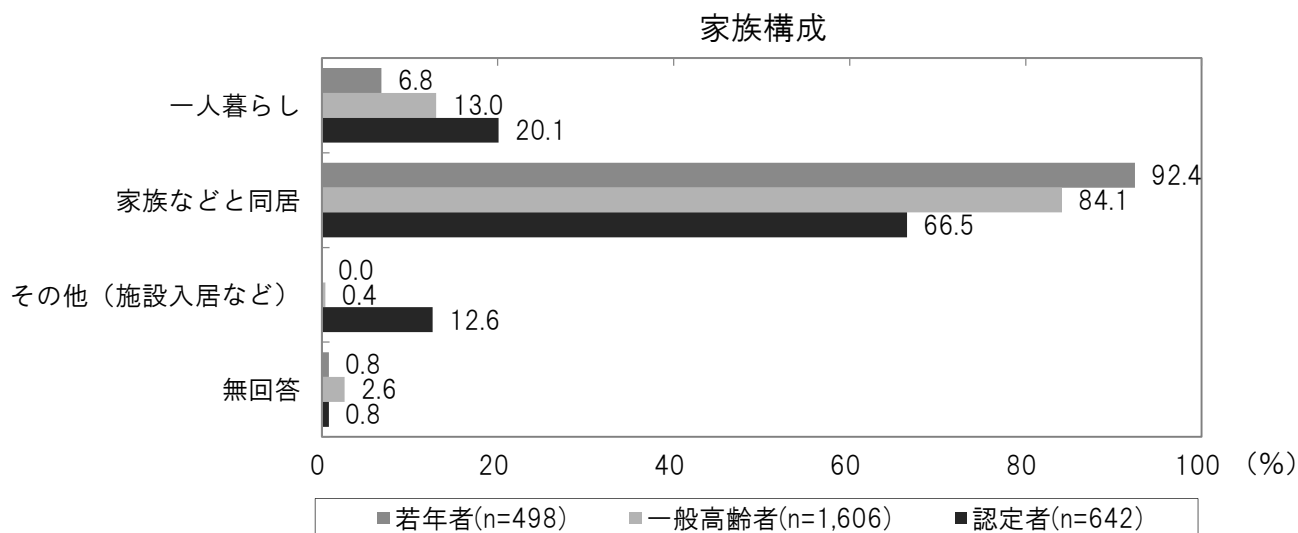


今後の推計を見ていくと、前期高齢者は平成 28 年をピークに減少に転じていますが、後期高齢者は今後も増加の一路をたどっており、平成 37 年時点では、前期高齢者が 4,472 人に対し、後期高齢者は 7,096 人となっています。

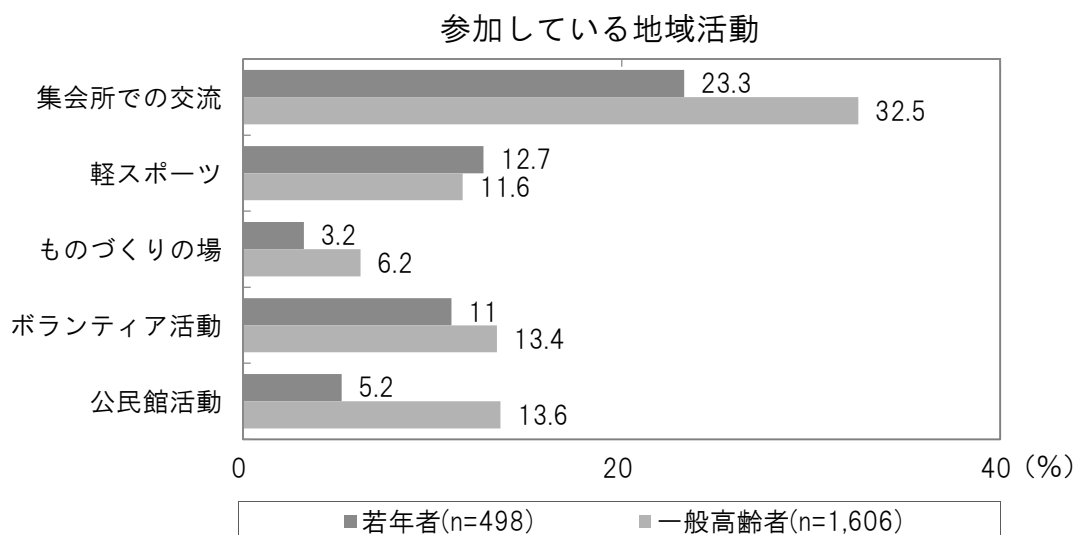


(2) 暮らしについて

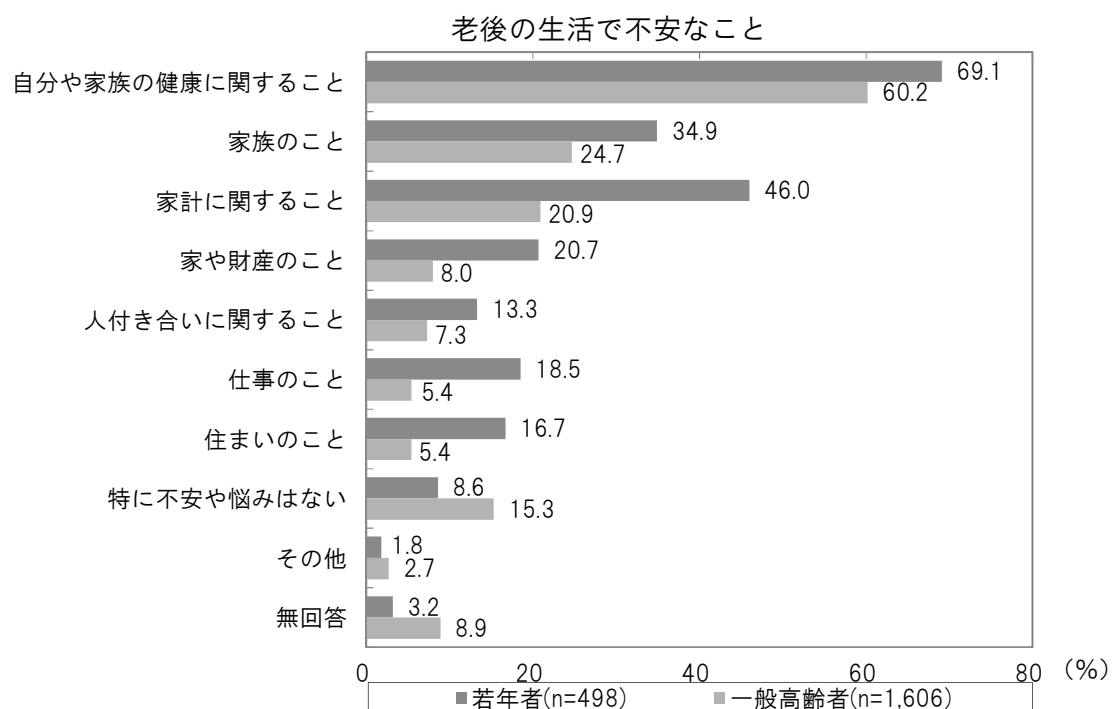
家族構成は、大半は「家族など同居」ですが、一般高齢者の1割強、認定者の約2割が「一人暮らし」となっています。



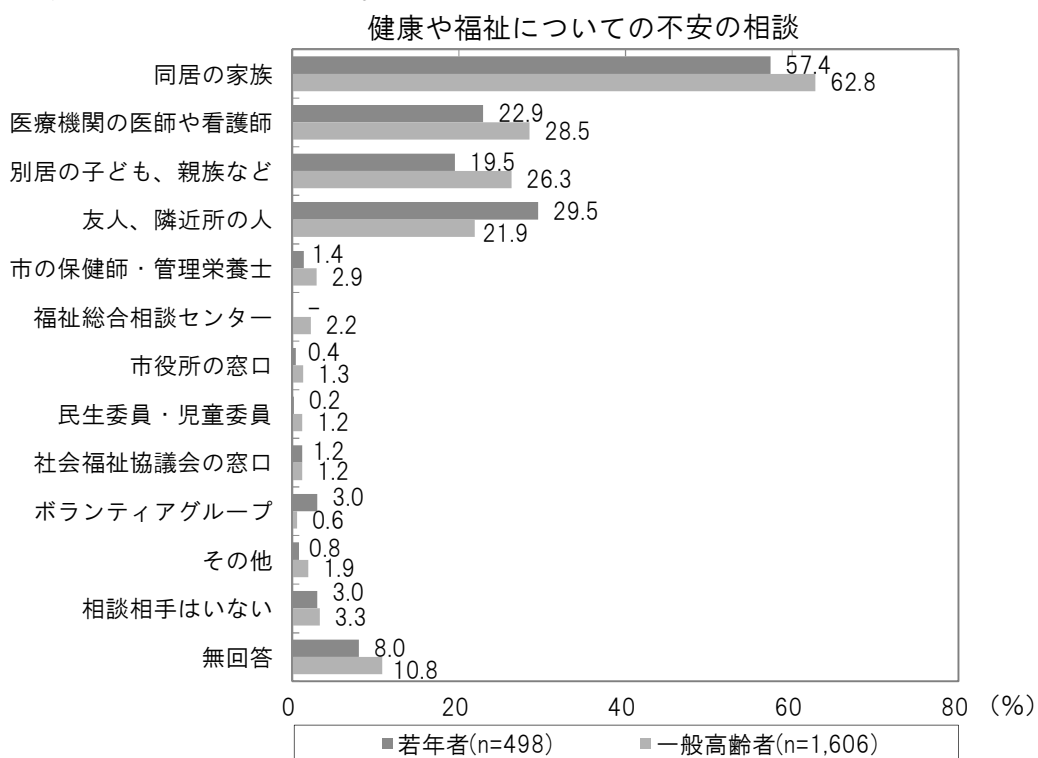
参加している地域活動は、若年者、一般高齢者共に「集会所での交流」が最も高くなっていますが、一般高齢者では32.5%と概ね3人に1人であるのに対し、若年者では23.3%と概ね4人に1人と少なくなっています。また、軽スポーツ以外の活動は若年者より一般高齢者の方が活動している割合が高くなっています。



老後の生活で不安なことは、「自分や家族の健康に関すること」がいずれも6割以上と特に多くなっています。また、総じて一般高齢者より若年者の方が不安に感じていることが多く、特に「家計に関すること」は大きく差がついています。

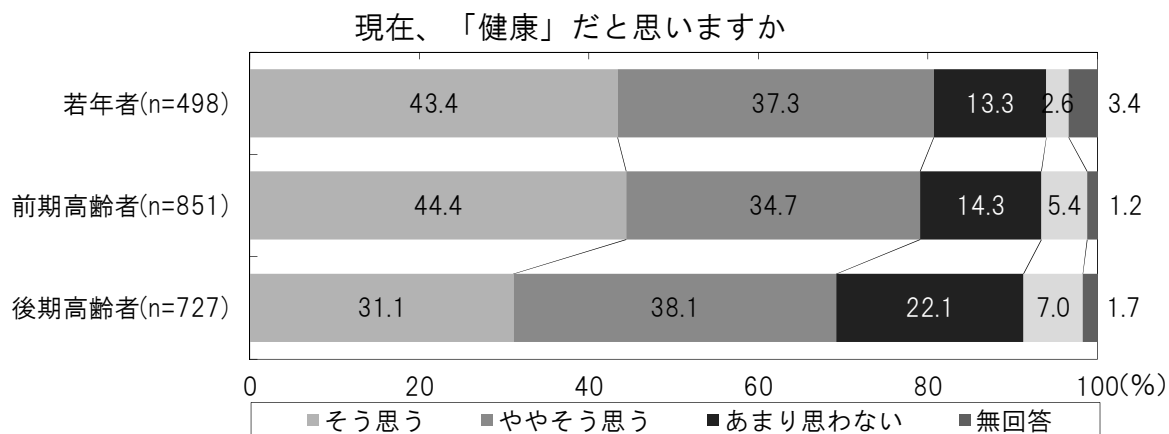


健康や福祉についての不安の相談について、若年者、一般高齢者共に「同居の家族」が最も高くなっています。



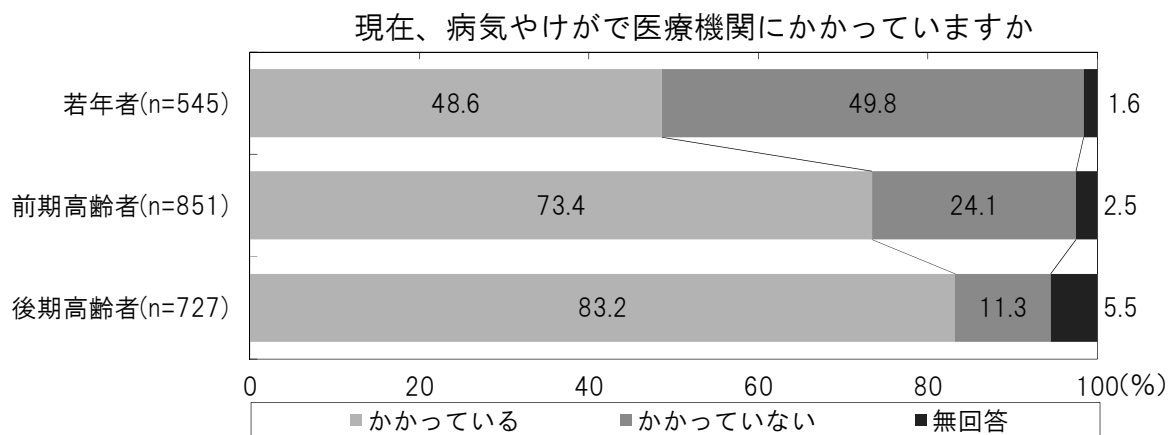
(3) 健康について

現在健康だと思うかどうかについては、若年者と前期高齢者は大きな変化はありませんが、後期高齢者では「そう思う」が10ポイント以上減り、「あまり思わない」が2割以上と多くなっています。



資料：アンケート調査

現在病気やけがで医療機関に「かかっている」割合は、若年者では5割未満と少なくなっていますが、前期高齢者で7割強、後期高齢者で8割強と、加齢とともに医療機関にかかっている割合が高くなっています。

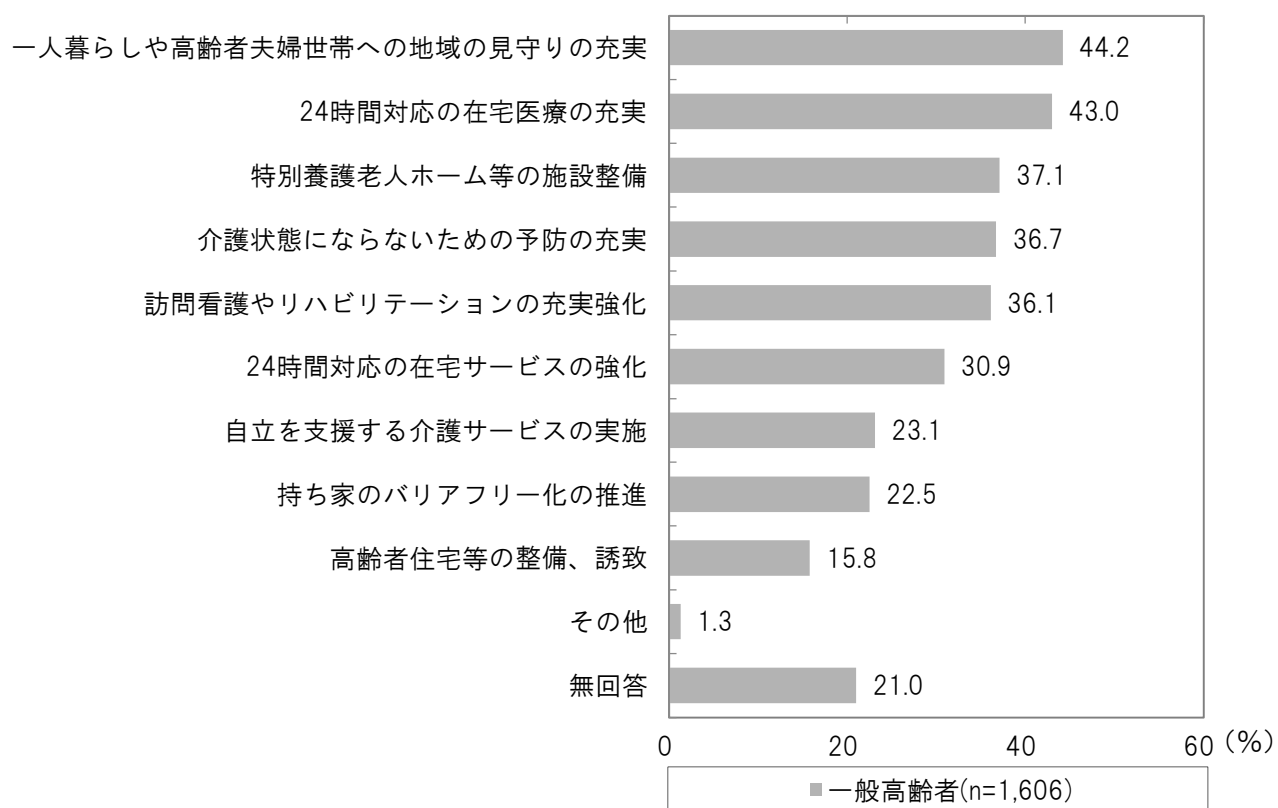


資料：アンケート調査

(4) 今後の施策について

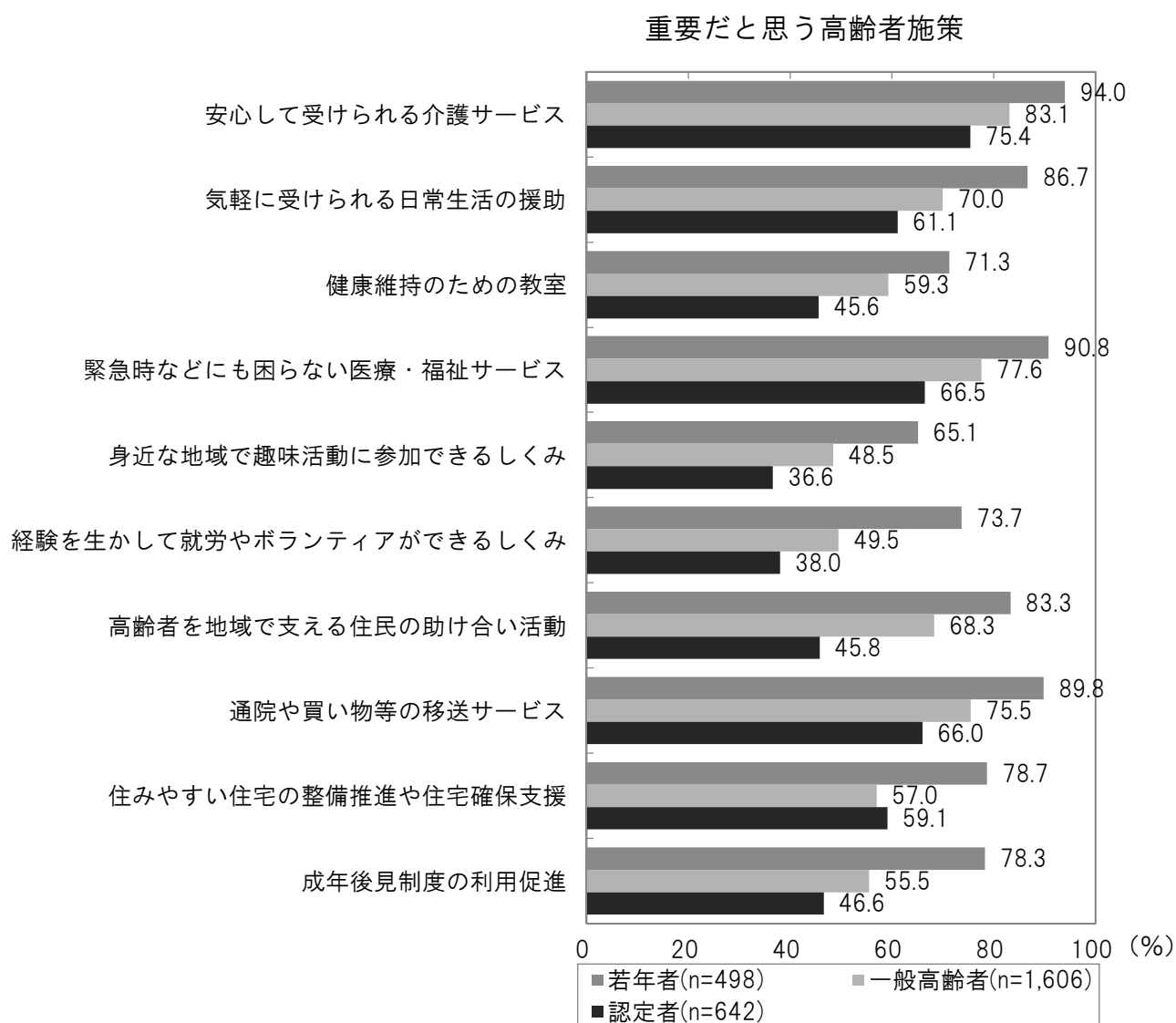
日常生活圏域におけるケアシステムで優先すべき施策については、「一人暮らしや高齢者夫婦世帯への地域の見守りの充実」と「24 時間対応の在宅医療の充実」がいずれも 4 割を超し特に高くなっています。

日常生活圏域におけるケアシステムで優先すべき施策



資料：アンケート調査

今後重要だと思う高齢者施策全般については、「安心して受けられる介護サービス」「緊急時などにも困らない医療・福祉サービス」「通院や買い物等の移送サービス」が、若年者、一般高齢者、認定者のいずれにおいても上位3位と多くなっています。

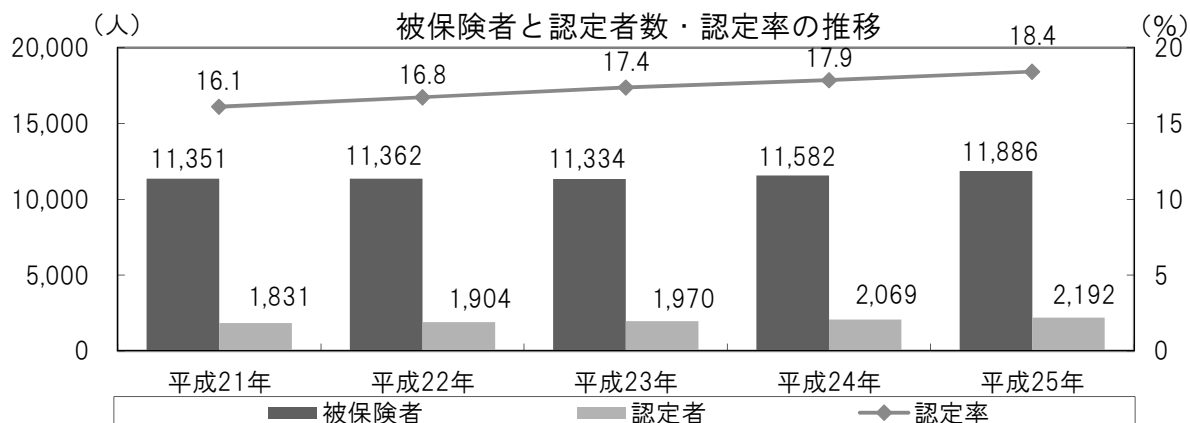


資料：アンケート調査

3 要介護認定者の状況

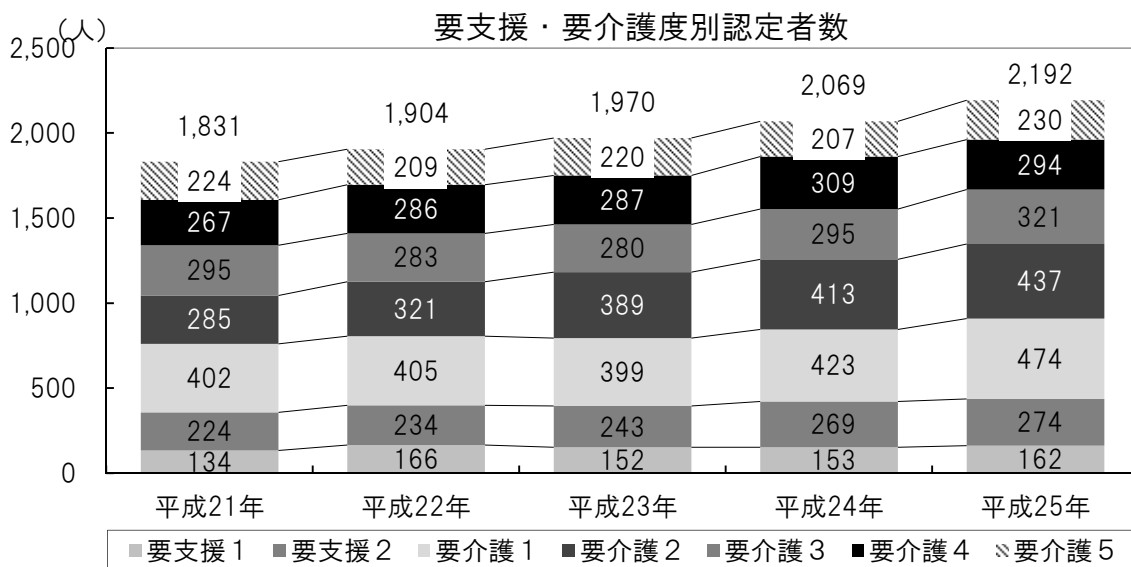
(1) 認定者数や認定率の推移

認定者数・認定率は共に増加しており、平成 25 年時点では認定者数は 2,192 人、認定率は 18.4%となっています。



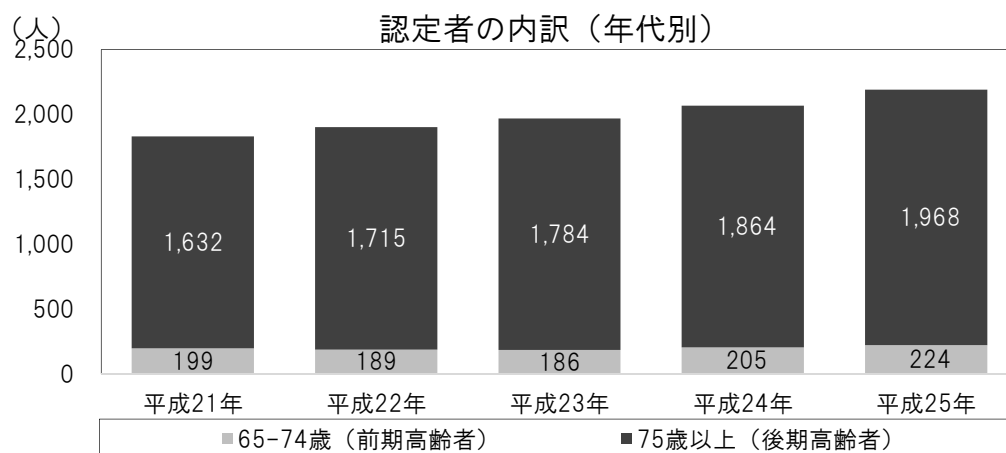
資料：介護保険事業状況報告暫定版（各年 10 月現在）

認定者について、要支援・要介護度別にみると、要介護 1 が占める割合が最も多くなっているほか、過去 5 年間の伸び率は要介護 2 が約 1.5 倍と特に多くなっています。



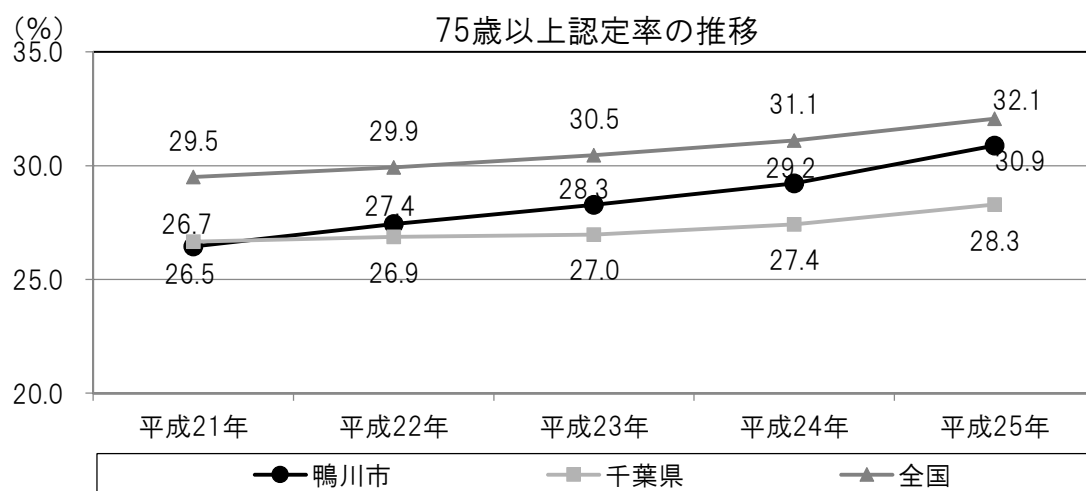
資料：介護保険事業状況報告暫定版（各年 10 月現在）

認定者について年代別でみると、前期高齢者では毎年 200 人前後でほぼ横ばいで推移しているのに対し、後期高齢者では年々増加しており、平成 25 年には約 2,000 人となっています。



資料：介護保険事業状況報告暫定版（各年 10 月現在）

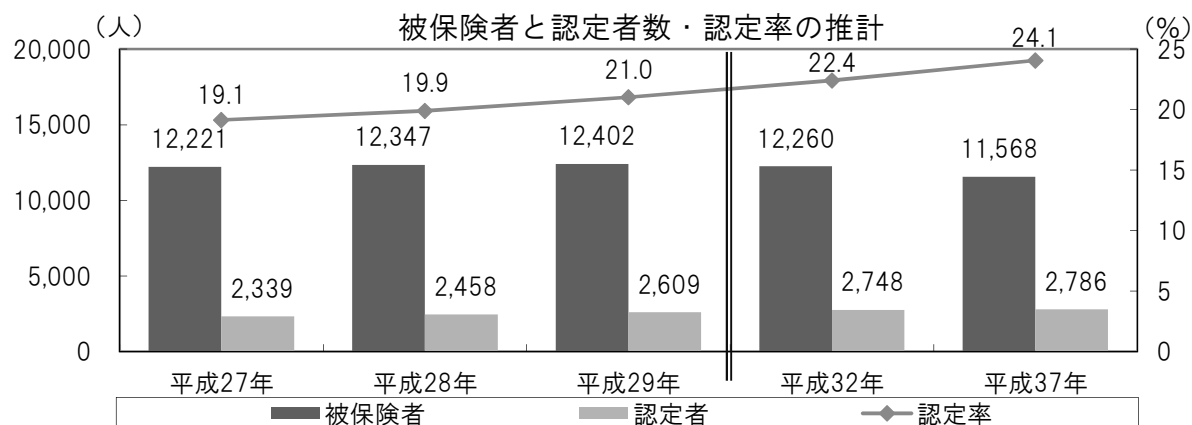
特に増加している後期高齢者の認定率について、国・千葉県と比較してみると、平成 21 年時点では千葉県とほぼ同程度であった認定率が、その後大幅に増加し、平成 25 年では 30.9%で概ね 3 人に 1 人程度と高くなっています。



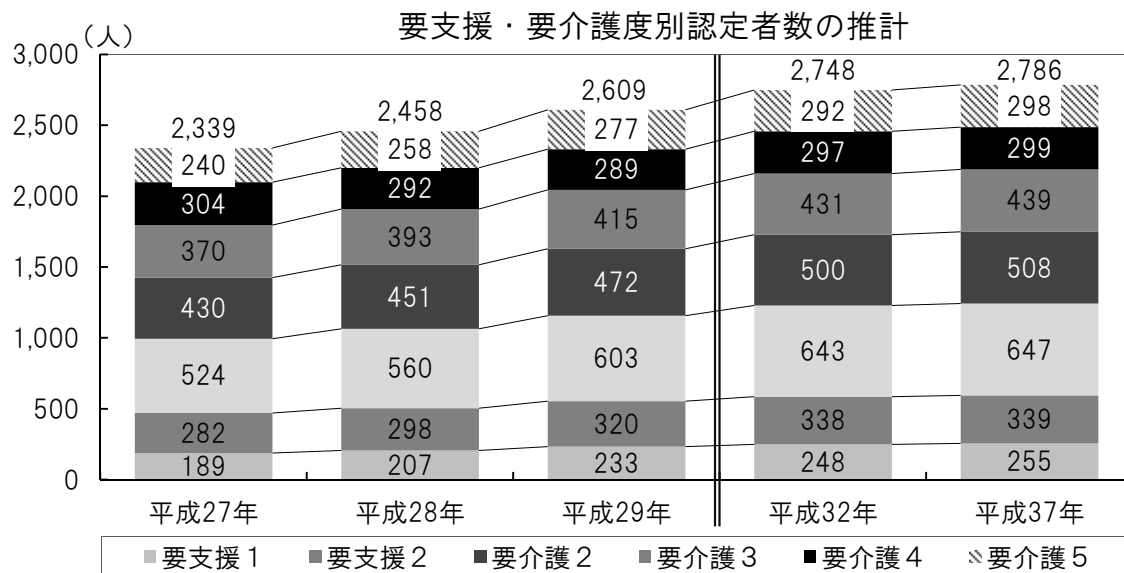
資料：介護保険事業状況報告暫定版（各年 10 月現在）

(2) 認定者数や認定率の推計

認定者数・認定率は共に増加しており、本計画最終年度の平成29年時点で認定率は20.0%を超える見込みとなっています。

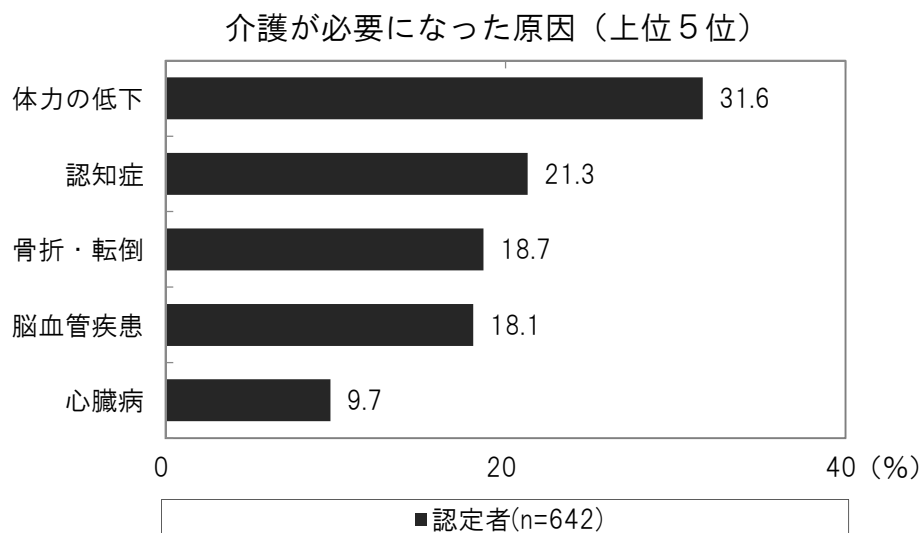


認定者について、要支援・要介護度別にみると、いずれの要支援・要介護度も増加が見込まれます。



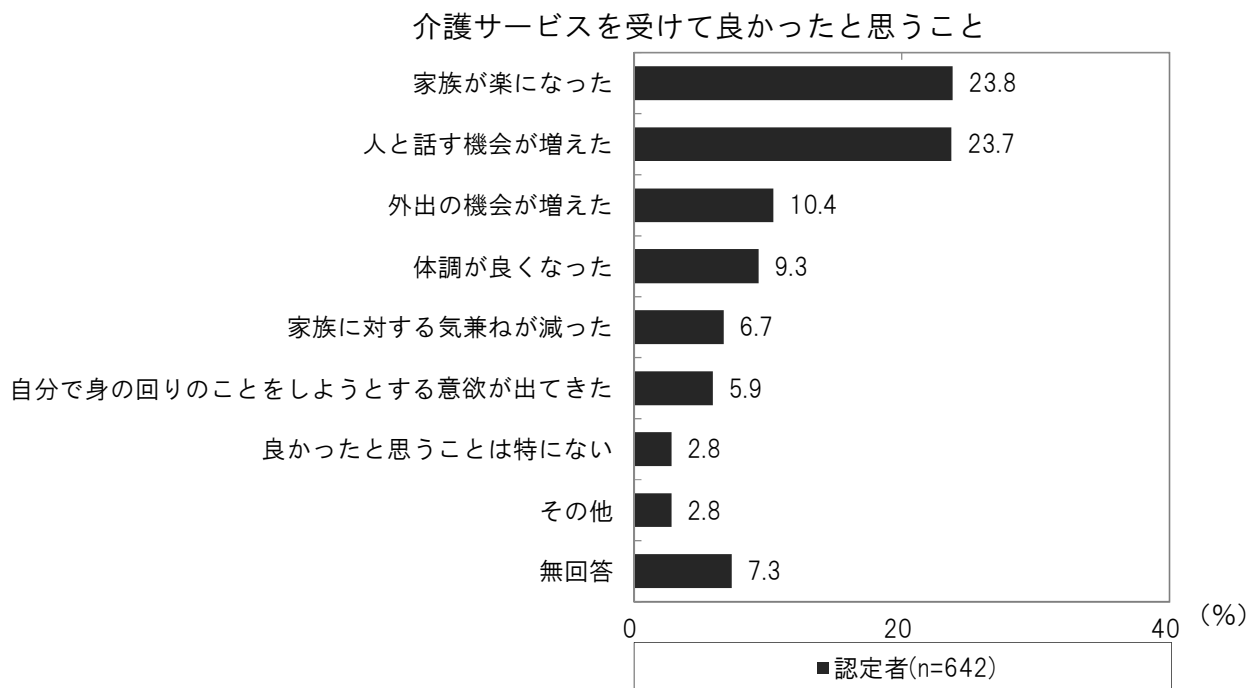
(3) 認定やサービスについて

認定者が、介護が必要になった原因としては「体力の低下」が約3割で最も高く、次いで「認知症」「骨折・転倒」「脳血管疾患」が2割前後となっています。



資料：アンケート調査

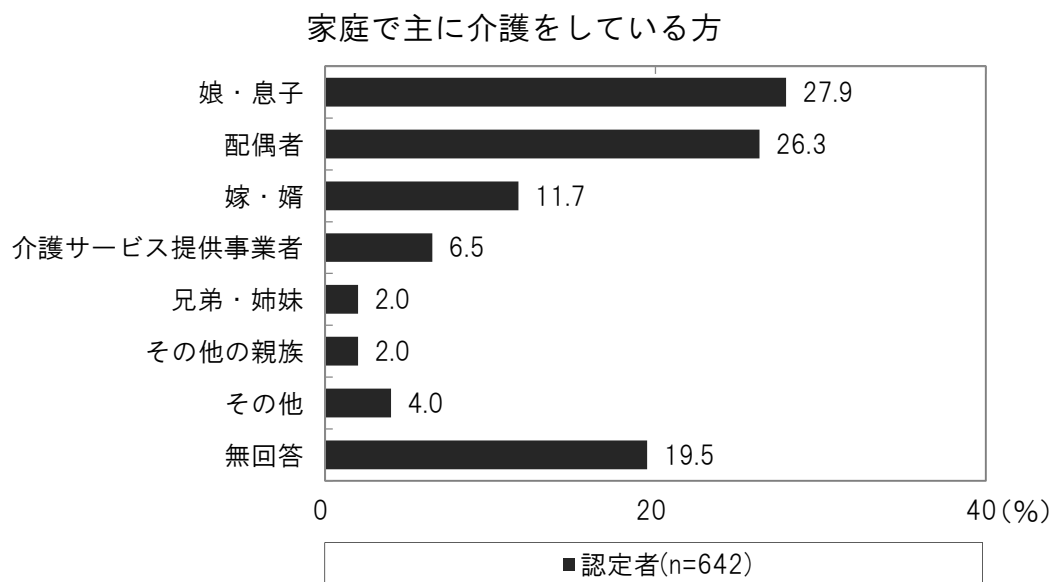
介護サービスを受けてよかったと思うことは、「家族が楽になった」と「人と話す機会が増えた」がいずれも2割強で最も高くなっています。



資料：アンケート調査

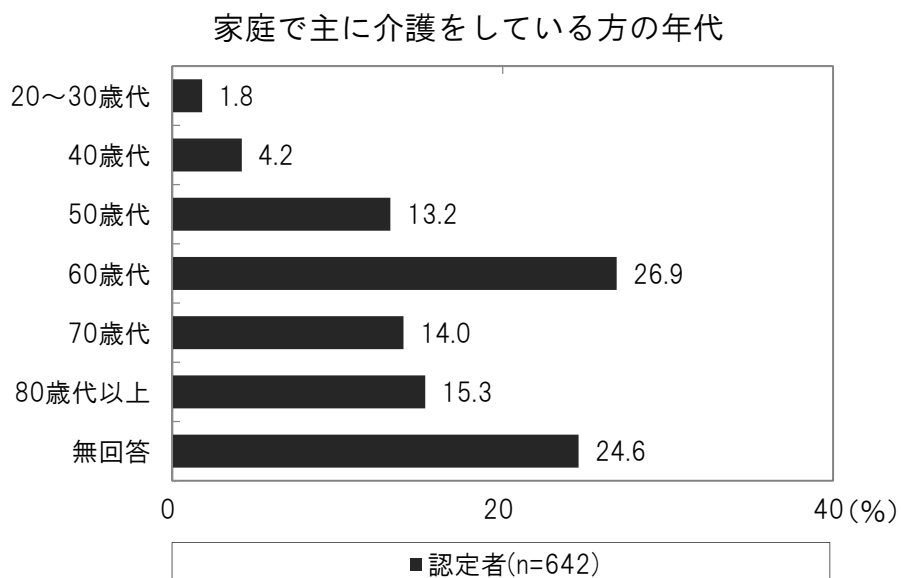
(4) 家族の介護について

家族で主に介護をしている方は、「娘・息子」と「配偶者」が2割半ばと最も多くなっています。



資料：アンケート調査

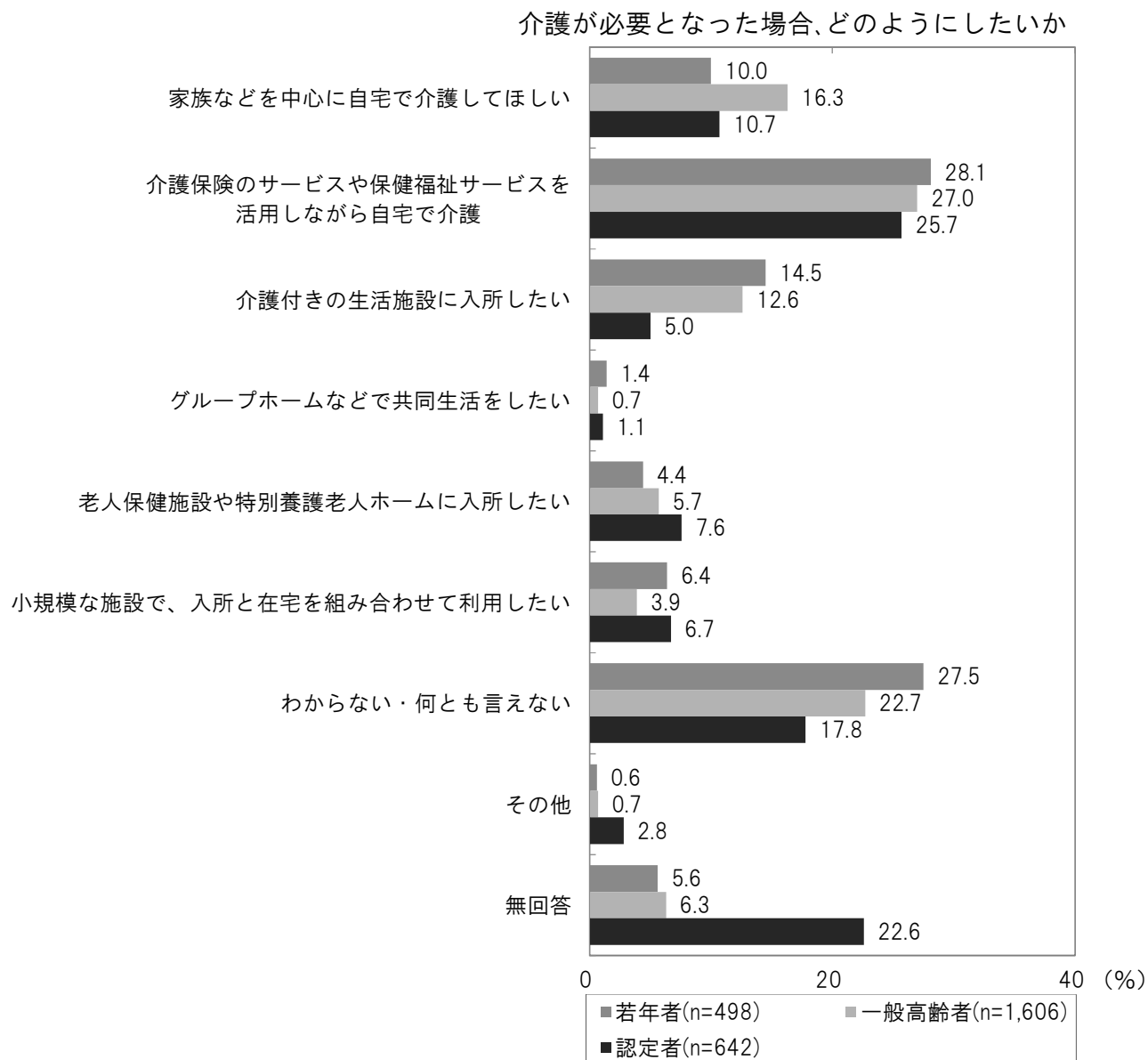
家族で主に介護をしている方の年代は「60 歳代」が2割半ばと最も多くなっていますが、「70 歳代」と「80 歳代以上」を合わせると、70 歳代以上が約3割と多くなっています。



資料：アンケート調査

(5) 介護が必要な場合について

今後介護が必要となった場合は、若年者、一般高齢者、認定者共に、「介護保険のサービスや保健福祉サービスを活用しながら自宅で介護」が最も高くなっています。一方、若年者では「わからない・何とも言えない」も高くなっています。



資料：アンケート調査

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「うるおいのある健康福祉の都市～ふれあい輝く『元気』のまち～」

「第1次鴨川市基本構想」では、本市が目指す将来像を『自然と歴史を活かした観光・交流都市 ―みんなで創る光り輝くふるさとを目指して―』とし、健康福祉分野においては、『うるおいのある健康福祉の都市』を基本方針としています。

これらの基本方針に基づき、市の健康福祉を総合的に推進する基本計画である「鴨川市健康福祉推進計画」では「みんなで取り組もう ふれあい輝く『元気』のまち鴨川」を目標像としています。

そこで、本計画においては、第5期計画を踏襲し、「うるおいのある健康福祉の都市～ふれあい輝く『元気』のまち～」を基本理念とし、医療・介護の連携強化を図り、高齢者が元気で健康に住み慣れた地域で生活でき、安心して必要なサービスを利用できるような体制の充実と強化を図ります。

2 計画の目標

重点目標 地域包括ケア体制の推進

基本目標1 いつも元気で健康でいられるまち

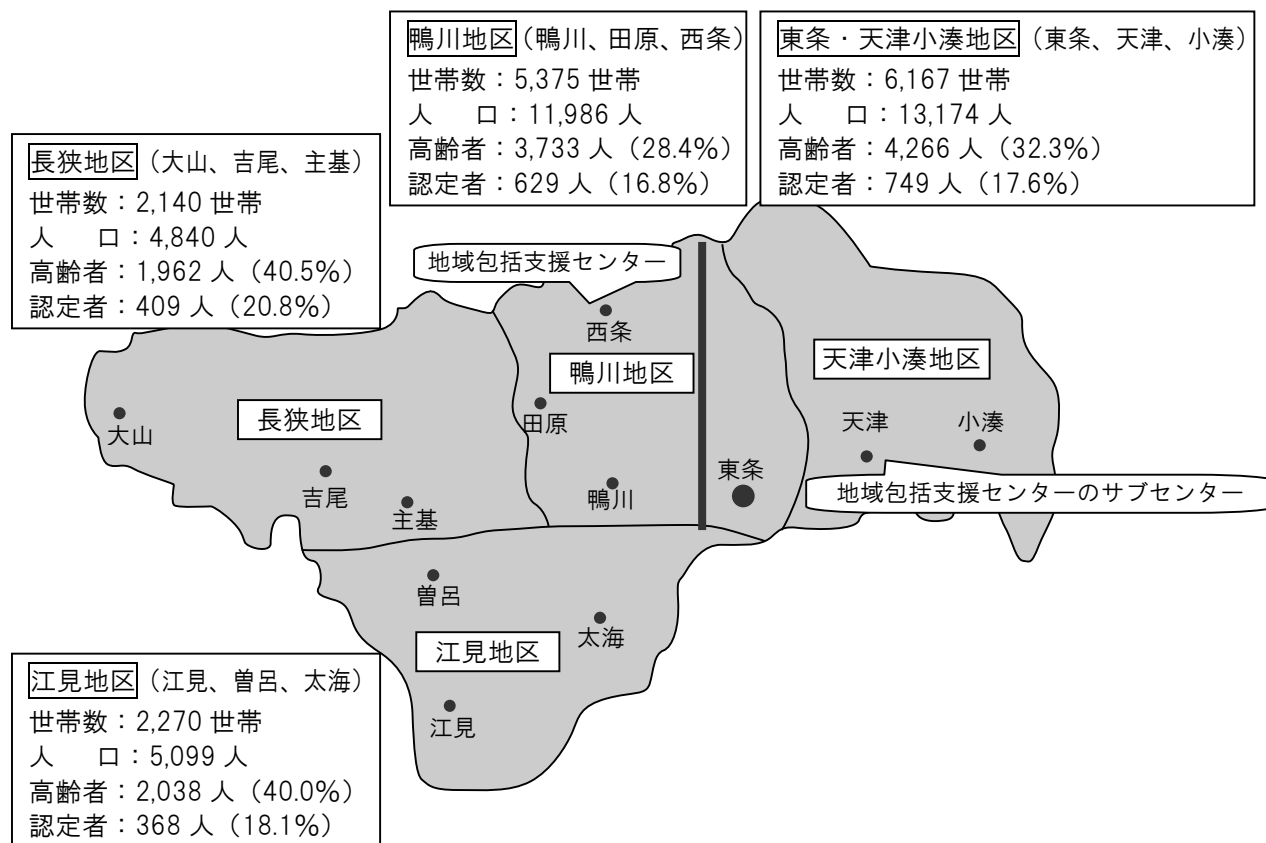
基本目標2 ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまち

3 日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、第5期で定めた4圏域を踏襲する形で、下記の通り設定します。

なお、この日常生活圏域の設定は、本計画における圏域設定であり、現在の行政区域を変更するものではありません。



4 施策体系

【基本理念】 うるおいのある健康福祉の都市 ・ふれあい輝く元気のまち・	重点目標	地域包括ケア体制の推進	医療・介護連携の体制づくり
			地域ささえあい体制づくり
	基本目標	基本施策	施策の方向
	1 いつも元気で健康でいられるまち	社会参加と生きがいづくりの促進	交流活動の促進
			就労対策の推進
		健康づくりの促進	健康づくりの促進
		介護予防の推進	一般介護予防事業
	2 ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち	ささえあいの推進	福祉意識の形成
			地域でささえる体制づくり
		安全で快適な生活の確保	移動・交通対策の充実
			防災・防犯対策の充実
			人にやさしいまちづくりの推進
		介護・保健・福祉の拠点の充実	介護・保健・福祉の拠点の充実
	3 いつまでも安心して暮らせるまち	高齢者福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの充実
			家族介護支援の充実
		介護保険サービスの充実	介護予防・居宅サービスの充実
			地域密着型サービスの充実
			施設サービスの充実
			介護保険制度の円滑な運営
			介護人材確保・育成
			介護保険料の設定

各論

重点目標 地域包括ケア体制の充実

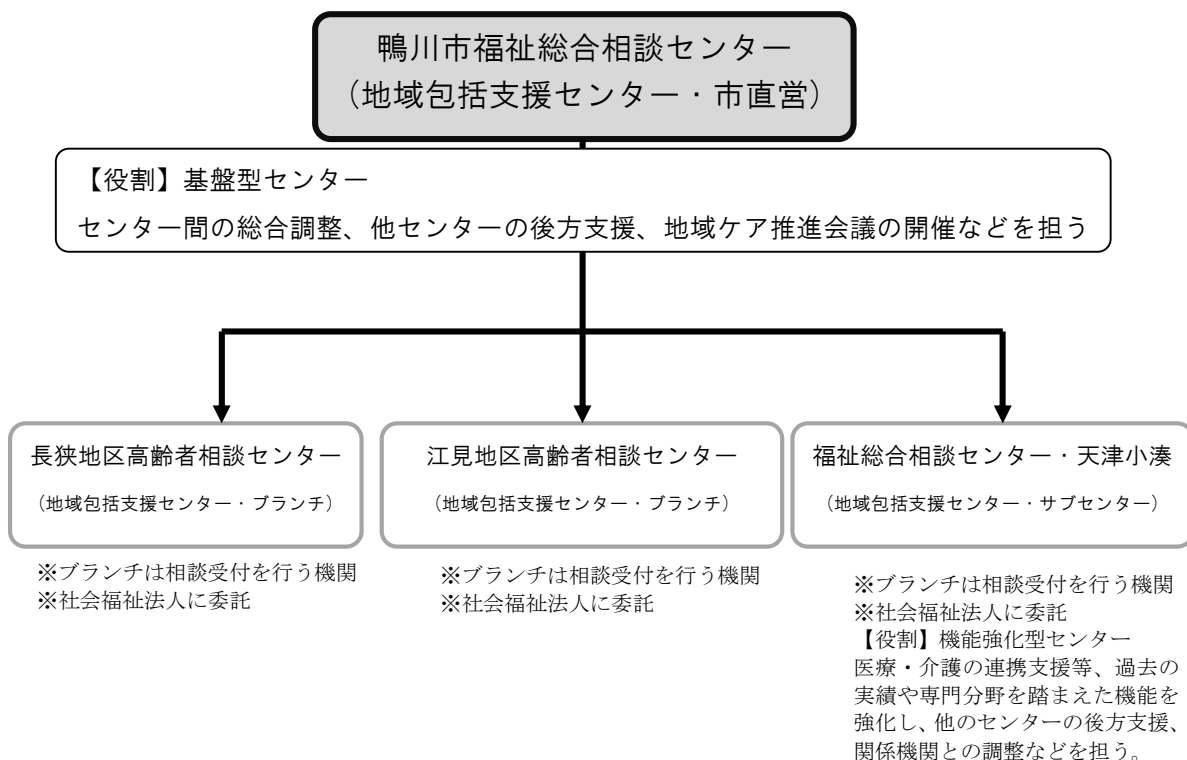
鴨川市では、平成 18 年度には鴨川市総合保健福祉会館内に地域包括支援センターを、平成 25 度には天津小湊保健福祉センター内に地域包括支援センターのサブセンターを設置しています。

また、それぞれ住民に身近な場所で相談が受けられるように鴨川市高齢者相談センターを市内 2 ヶ所に設置し、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの体制づくりを行っています。

今後も、住民がいつでも質の高い医療と介護を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センター・サブセンターを中心とし、民生委員やケアマネジャー、病院、介護保険サービス提供事業者などの関係機関とネットワークを構築し、地域包括ケア体制を充実していきます。

地域支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、市営直営型、委託型にかかわらず、行政機能の一部として、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されています。このため、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図るとともに、効果的な運営の継続を図っていきます。



1 医療・介護連携の体制づくり

(1) 広域的な地域包括ケアネットワークの構築

- ①安房保健医療圏（千葉県の二次保健医療圏）における医療・介護等広域ネットワーク化

(2) 在宅医療・介護の連携推進

- ①医療・介護等の専門多職種連携（広域・市域）に資する研修等を通じた円滑なサービス提供体制の構築

多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業や、市内医療機関医師・看護師・介護支援専門員、薬剤師等との研修会など、医療・保健・福祉分野の連携強化に向けた専門職同士の連携強化と、市民への啓発を実施していきます。

- ②包括的・継続的ケアマネジメント **支援が必要な高齢者** **要支援・要介護認定者**

主任ケアマネジャーとしてケアマネジャーからの個別の相談支援に対応する地域ケア会議の開催や、鴨川市ケアマネジャー連絡協議会を通じたケアマネジャーの技量向上の支援を行っていきます。

また、多職種連携が図りやすくなるようなネットワークづくりを推進するとともに、地域生活連携シート等の普及啓発について理解を求めています。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
ケアマネジャーからの相談	27	20	30	27
ケアマネジャー連絡協議会研修会（会員数）	90	89	62	80

- ③地域住民への在宅医療・介護サービス等の普及啓発 **高齢者**

医療と介護の連携の第一歩として、市民が自身の健康についてかかりつけ医に気軽に相談でき、疾病の初期段階で適切な処置が行われるよう、かかりつけ医の重要性について啓発していきます。

また、在宅医療・介護サービス等について引き続き普及啓発を図ります。

2 地域ささえあい体制づくり

(1) 生活支援・介護予防の充実

①生活支援・介護予防サポーターの養成・育成支援 市民

高齢者の地域見守りやちょっとした困りごとに地域で解決できる仕組みの一つとして、生活支援・介護予防サポーターを育成し、ささえあいの福祉意識を醸成していきます。

平成 26 年度までに実施している、天津小湊地区・江見地区・長狭地区の 3 地区については引き続きサポーターが実践の活動に移せるような支援を行うとともに、サポーター養成を行っていない鴨川地区でのサポーター養成を実施していきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
団体数	-	3	3	4
サポーター数	80	120	120	160

②多様な参加の場づくりとりハビリ専門職等による自立支援 市民

地域支援事業の生活支援サービスの体制整備として、元気な高齢者をはじめ、社会福祉協議会、老人クラブや自治会、ボランティアやNPOなどの市民主体の活動、シルバー人材センター、社会福祉法人、民間企業など、地域全体で多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりを推進します。

特に、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」を設置し、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるよう取り組みます。

③介護予防・生活支援サービス事業（新規）

高齢者

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者などの多様な生活支援のニーズに対応するため、従来の介護予防訪問介護などのサービスに加え、住民主体の支援なども含め、多様なサービスを制度（総合事業）に位置付ける事業です。

■訪問型サービス

要支援者などに対し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供するサービスで、今後地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。

現行訪問介護に相当	①訪問介護
多様なサービス	②緩和した基準によるサービス （生活援助などを提供）
	③住民主体による支援 （住民主体の自主活動として行う生活援助などの提供）
	④保健・医療の専門職による短期集中予防サービス （保健師などによる居宅での相談指導などの提供）
	⑤移動支援 （移送前後の生活支援の提供）

■通所型サービス

要支援者などに対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスで、今後地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。

現行通所介護に相当	①通所介護
多様なサービス	②緩和した基準によるサービス （ミニデイサービスや運動・レクリエーションを提供）
	③住民主体による支援 （体操・運動などの自主的な通いの場を提供）
	④保健・医療の専門職による短期集中予防サービス （生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善などのプログラムの提供）

■その他の生活支援サービス

地域における自立した日常生活の支援のための事業であり、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があるサービスで、要支援者などに対するサービスとして、既存の取り組みを生かしながら、検討します。

①栄養改善と安否確認を目的とした配食サービス
②住民ボランティアなどによる定期的な見守りや安否確認
③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援

■介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

(2) 認知症施策の推進

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して事業を実施していきます。特に、認知症高齢者及び家族への相談体制を充実させるため、認知症サポート医との連携や認知症地域支援推進員等の設置を行うほか、各事業と連携を図りながら認知症予防の普及啓発に取り組んでいきます。

①認知症サポーター養成の推進 市民

認知症高齢者への理解や対応について学ぶための「認知症サポーター養成講座」を実施し、認知症になっても安心して生活できるように、地域での見守り等が強化できるように取り組んでいきます。

また、養成講座が多く開催できるように、地域で認知症ケアの中心を担っている専門職がキャラバンメイトとなり、講座を開催していけるよう支援します。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
認知症サポーター養成講座開催回数	17	17	25	30
認知症サポーター養成人数	281	366	500	600

②認知症高齢者の家族の集い（めだかの会） 認知症の人を介護している家族等

認知症高齢者の家族の集い「めだかの会」について、市だけでなく地域で認知症高齢者を支援している居宅支援事業所や専門職等との連携を図りながら定期的の実施していきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
認知症高齢者の家族の集い	47	108	120	120

③認知症疾患医療センターとの連携による認知症予防の推進 認知症高齢者

認知症地域推進員を福祉総合相談センター及び認知症疾患医療センターに配置し、認知症の相談窓口等の強化を行っていきます。

また、認知症コーディネーターが中心となり、認知症の普及啓発活動や認知症サポート医との連携が図りやすい体制づくりを行っていきます。

④認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・対応(新規)

認知症高齢者

認知症の早期発見と受診が支援できるように、認知症早期発見集中支援チーム等を設置し、認知症疾患医療センターとの連携を強化していくとともに、認知症を支援するための多職種連携についても理解を求めています。

(3) 権利擁護の推進

①権利擁護推進センター設置による成年後見制度等の利用促進及び普及啓発

高齢者

身近に相談できる体制を構築するため、平成 27 年度から鴨川市社会福祉協議会への「鴨川市権利擁護推進センター」の設置と合わせ、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進し、利用しやすい環境を整えていきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
鴨川市成年後見制度利用支援事業申請数	3	4	5	6
成年後見制度に関する相談数	21	26	31	35

(4) 地域ささえあい拠点の充実

①日常生活圏域における相談体制及び交流拠点の充実

高齢者

身近な地域の中で気軽に相談ができ、相談内容によっては各専門機関など最適な相談機関につなげられるよう、地域の困りごとの早期発見・支援が行える仕組みづくりを行い、福祉総合相談を充実していきます。

特に、多種多様な相談にも対応できるように、専門多職種との連携が図れるようにするとともに、平成 25 年度より設置した福祉総合相談センター・天津小湊と連携を図りながら、24 時間対応体制の充実を図っていきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
福祉総合相談センター相談件数	391	270	300	350
福祉総合相談センター・天津小湊 相談件数	－	324	350	350
高齢者相談センター相談件数	282	131	150	150

②地域密着型サービス拠点の充実

第1章 いつも元気で健康でいられるまち

1 社会参加と生きがいのづくりの促進

(1) 交流活動の促進

①老人クラブ活動の活性化 60歳以上の方

高齢者が生きがいを持って地域で生活するための活動の中心となる組織を担う老人クラブについて、会員数・クラブ数の減少や会員の高齢化が進む中、若手会員を中心とした加入の促進を図るほか、新規事業の創設を促すなど、充実した老人クラブ活動を支援していきます。

■指標

	実績値			目標値
	24年度	25年度	26年度	29年度
老人クラブ会員数	1,187	1,154	1,154	1,218
老人クラブクラブ数	33	32	32	32

※平成26年度は、8月末日現在

②生涯学習機会の充実 高齢者

高齢者の実態に即した学習プログラムを提供し、多様化する学習ニーズに応えられるよう考慮します。また、高齢者が健康で、様々な学習や活動の場を通じて自身が持つ知識や経験が活用・継承できるよう、生涯学習機会を充実していきます。

③生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

高齢者

子どもから大人まで参加できる小学校区ごとの地域スポーツクラブや市全域を対象とした総合型地域スポーツクラブ活動を支援し、運動のできる場の提供を図ります。また、市の生涯スポーツ部門や保健・健康づくり部門、高齢福祉部門等が一体となり、多様なニーズに対応した講座やイベント等の充実を図ると共に、各種団体の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を積極的に支援していきます。

④多世代交流の促進

市民

福祉、学習、防災、環境、交流等、幅広い分野で、子どもから高齢者まで多世代が交流し、高齢者自身がボランティアとして経験・知識等を次世代に伝える機会の拡大を図ります。

(2) 就労対策の推進

①高齢者の就労促進

おおむね 60 歳以上の方

高齢者の雇用の場の受け皿であるシルバー人材センターについて、より一層の会員確保と高齢者の多様な就労ニーズに合致する新たな分野への就業開拓のために、広報紙、街頭活動、センターホームページなどを通じて市民や市内事業所に対するPR活動を積極的行います。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
シルバー人材センター会員数	209	212	214	235

2 健康づくりの促進

(1) 健康づくりの促進

健康づくりの分野については、「鴨川市健康福祉推進計画（平成 23 年度～平成 27 年度）」の「健康増進計画」に即し、高齢期及び壮年期における健康づくりを促進していきます。

健康増進計画では、「自助」、「共助」、「公助」という考え方を基本に、市民が健康づくりに取り組み、安心・笑顔になれるまちづくりを目指していくことを基本理念としています。

この基本理念のもと、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」などを目指し、家庭や地域、職場、関係機関、関係団体及び市が連携して計画を推進していくこととしており、予防事業の推進など 5 つの重点項目のほか、ライフステージに応じた健康づくりや栄養・食生活による健康増進など 8 つの基本となる取り組みの方向ごとに具体的な施策・事業を定めています。

■これからの健康づくりの考え方

自助	個人の主体的な健康づくりの取り組み 一人ひとりが自らの健康に気を配り、それぞれの嗜好やライフスタイルに合った方法で健康づくりを主体的に実践していくことや、年齢に応じた効果的な健康づくりを行っていくことが大切です。
共助	個人の取り組みを支える地域活動 個人の健康づくりは、個人の努力だけでは限界があります。個人を取り巻く学校、企業、地域などが一緒になって健康づくりに取り組むこと（共助）が大切です。
公助	市民の健康づくりを支える環境づくり 市民の健康づくりをより活発にしていくためには、身近な環境の中で、誰もが気軽に楽しく実践できる環境づくりや健康の保持増進が無意識のうちに図られるような仕組みをつくっていくことが大切です。

①生活習慣病対策の充実

高齢者

壮年期（40～64 歳）の方

40 歳以上の国民健康保険加入者を対象とした特定健診及び特定保健指導や、後期高齢者医療制度加入者を対象とした後期高齢者健診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診及びがん検診（胃がん、肺がん及び乳がんなど）を実施します。

また、さらなる受診率の向上や生活習慣病予防の意識の高揚を図るため、啓発の機会を増やしたり、利便性の高い受診環境の整備を図ります。

■指標

	実績値			目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	29 年度
特定健診受診率	27.5%	28.4%	25.5%	40.0%
特定保健指導実施率	25.4%	29.4%	19.6%	40.0%
胃がん検診受診率	14.2%	13.0%	12.0%	50.0%
大腸がん検診受診率	20.9%	20.6%	20.4%	50.0%
肺がん検診受診率	23.1%	22.4%	21.2%	50.0%
子宮がん検診受診率	20.7%	20.6%	20.9%	50.0%
乳がん検診受診率	24.5%	24.4%	22.0%	50.0%

※平成 25 年度実績値は一部暫定値。平成 26 年度実績値は集計中

②食育の推進

高齢者

壮年期（40～64 歳）の方

各関係機関との協働により、地区ごとの低栄養予防や薄味料理の普及定着、食からの介護予防につながる支援を行うなど、地域毎の食育活動をより活性化させる取り組みへの支援を検討します。

③はり、きゅう、マッサージ施術利用者への助成 **60 歳以上の方**

市民福祉の向上と健康の保持増進のために、はり、きゅう、マッサージまたは指圧の施設を利用する方に対し、施術に要した費用の一部を助成します。

■指標

	実績値			目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	29 年度
利用件数	2,378	2,351	2,183	2,000

④予防接種の促進 **高齢者**

感染症の発生を予防し蔓延を防止するため、感染症に関する正しい知識について、広報かもがわ、ホームページ等を通じて普及するとともに、医療機関と連携し、ポスター掲示や主治医からの接種勧奨により、接種者数の増加につなげます。

また、予防接種法の改正に伴い、高齢者肺炎球菌ワクチンは対象者年齢を拡大して実施していきます。

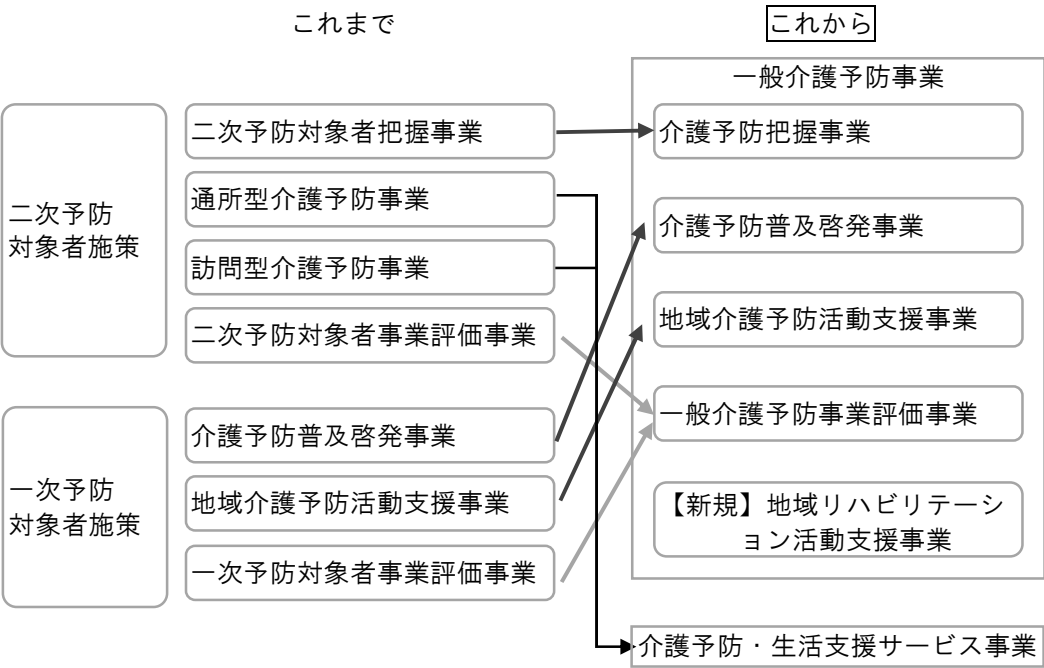
■指標

	実績値			目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	29 年度
高齢者インフルエンザワクチン接種者数	5,760 人	5,862 人	6,114 人	7,000 人
高齢者用肺炎球菌ワクチン接種者数	240 人	253 人	478 人	500 人

3 介護予防の推進

介護予防事業については、第5期の介護予防事業から、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」へと位置づけが変更になりました。

これまでは、予防が必要な度合いに合わせて、一次予防対象者、二次予防対象者と分けて事業を行っていましたが、今後は、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、「一般介護予防事業」として、効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進していきます。



(1) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業 高齢者

現在介護が必要ではないが、生活機能が低下していて今後介護保険の要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者について、高齢者健康教室や各地区でのサロン等の高齢者が多く集まる機会を利用して基本チェックリストを実施し、介護予防の対象者を把握します。

また、福祉総合相談センター等の関係機関や民生委員、生活支援・介護予防サポーター等のボランティアとの連携により、早期発見・対応に努めます。

■指標

	実績値			目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	29 年度
基本チェックリスト実施人数	279 人	256 人	295 人	300 人

②介護予防普及啓発事業 高齢者

現在元気な高齢者や介護予防対象者に該当する高齢者に、高齢者の閉じこもり・転倒予防・生きがい支援を目的とした介護予防教室を実施するとともに、地区社会福祉協議会等の関係機関や生活支援・介護予防サポーター等のボランティアと連携を図りながら、地域での健康教育や健康相談の実施や保健師等による訪問指導を行います。

また、地域において自主的な介護予防の活動が広く実施・継続できる受け皿を増やすために、スロトレクラブ等の地域における自主的な取り組みの支援を行うとともに、介護予防に関するボランティア団体等の面的・量的な拡大と質的転換を図ります。

■指標

	実績値			目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	29 年度
介護予防教室修了者数	30 人	18 人	20 人	30 人
健康教育参加者数	4,122 人	4,083 人	2,823 人	4,000 人
健康相談実施者数	2,281 人	2,604 人	1,922 人	2,500 人
延べ訪問者数	148 人	146 人	124 人	150 人

③地域介護予防活動支援事業 高齢者

平成 26 年度現在、天津小湊介護予防サポーター、江見なの花サポーター、主基ささえ愛サポーター、長狭地区生活支援・介護予防サポーターの 4 団体が誕生しています。

今後も、高齢者が地域で孤立することなく安心して暮らすことが出来るよう住民主体の地域づくりに向けて、福祉総合相談センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、生活支援・介護予防サポーターの活動意欲を継続するための支援や、生活支援・介護予防サポーターが養成されていない地区における新たな育成を進めていきます

また、福祉総合相談センターをはじめ、市及び各地区の社会福祉協議会等と協力して高齢者を地域で支える体制整備の強化に努めていきます。

■指標

	実績値			目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	29 年度
地域介護予防活動支援参加延べ人数	935 人	668 人	846 人	1,000 人
市内のサロン数	23 カ所	35 カ所	35 カ所	40 カ所

④一般介護予防事業評価事業

高齢者

事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より効果的な施策展開につなげていきます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業（新規）

高齢者

介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などへのリハビリ専門職などによる助言などを実施します。

第2章 ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち

1 ささえあいの推進

地域でのささえあいなど地域福祉の分野については、「鴨川市健康福祉推進計画（平成 23 年度～平成 27 年度）」の「地域福祉計画」に即し、高齢者を取り巻く地域福祉を推進していきます。

地域福祉計画では、「自助」、「共助」、「公助」という考え方を基本に、市民が地域福祉の活動に取り組み、安心・笑顔になれるまちづくりを目指していくことを基本理念としています。

この基本理念のもと、地域全体で助け合い、ささえあって、みんなが共存できるまちづくりを進めるため、家庭や地域、関係団体、社会福祉協議会などの関係機関及び市が連携して計画を推進していくこととしており、4つの重点項目のほか、4つの基本となる取り組みの方向ごとに具体的な施策・事業を定めています。

■これからの地域福祉の考え方

自助	一人ひとりが取り組むこと 個人や家族による自助努力。
共助	地域で取り組むこと 地域における相互扶助や地域活動・ボランティア、NPO法人、社会福祉法人などによる支援。
公助	市が取り組むこと 公的な制度としての保健、福祉、医療その他の関連する施策の実施。

(1) 福祉意識の形成

①見守り活動の活性化 **市民**

今後、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、民生委員・児童委員や隣近所などの身近な圏域での見守り活動を継続して促進していきます。

また、高齢者の孤立化を防止し、異常があった際には行政への情報提供がスムーズに行えるよう、市内で活動する様々な業種との連携により見守り協定の協力機関を充実させていきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
見守り協定締結業者数	0	6	7	12

※平成 26 年度実績値は 9 月当初

(2) 地域でささえる体制づくり

①高齢者等安心生活継続支援事業 **市民**

高齢者が、ひとり暮らし世帯や生活が不自由になっても安心して生活が継続できるよう、見守りや生活支援などを行う仕組みづくりとして、江見地区なの花サポーター・長狭地区生活支援・介護予防サポーター等のボランティアが活動する拠点と、総合相談の機能をもつ地域福祉活動の拠点づくりを行います。

また、地域福祉の推進として社会福祉協議会と連携を図っていきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
要援護高齢者とそのニーズを把握	-	1	1	-

2 安全で快適な生活の確保

(1) 移動・交通対策の充実

①公共交通機関の充実 **高齢者**

通院や買い物等に利用する市内公共交通機関(JR 外房線、内房線や路線バスなど)やコミュニティバスについて、関係機関との連携により、その利便性の向上を促進します。また、公共交通機関でカバーしきれないきめ細やかな部分については地域の中で助け合う仕組みづくりに取り組んでいきます。

②交通安全対策の推進 **高齢者**

高齢者の交通事故を減らし、安全で安心な日常生活を送れるよう、警察をはじめとした関係機関と連携し、交通安全啓発に努めていきます。

(2) 防災・防犯対策の充実

①防災体制の充実 **市民**

地域防災計画に基づき、地域で組織する自主防災組織や関係機関と連携を図りながら、災害時等の体制づくりに努めていきます。また、災害時要援護者情報の収集・共有し、消防団等関係機関との連携を強化し、災害時の避難支援体制を整備します。

②防犯対策の充実 **高齢者**

広報誌や防災行政無線による啓発や、地域の防犯組織と連携しながら防犯意識や地域連帯意識の高揚を図り、安全対策を推進していきます。

(3) 人にやさしいまちづくりの推進

①人にやさしい環境づくりの啓発

高齢者

バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の意義や、手法、法制度などを積極的に民間事業者や市民に啓発し、人にやさしいまちづくりを誘導していきます。

②利用しやすい公共施設の整備

高齢者

千葉県福祉のまちづくり条例を踏まえ、公共施設の段差の解消や車イス利用者への対応を図るため、スロープ、手すり、障害者用トイレの設置等を積極的に進めるとともに、自動ドア、見やすい案内板の設置等、施設・設備の充実に努めます。

③暮らしやすい住宅づくりの促進

高齢者

市民に対して、介護保険制度や、各種の増改築資金貸付制度などによる住宅改修を促進していきます。また、安心して暮らせる住宅として、一定のサービスを提供する「サービス付き高齢者住宅」などについて、千葉県や関係機関との連携・調整を図り、計画的に進めていきます。

3 介護・保健・福祉の拠点の充実

(1) 介護・保健・福祉の拠点の充実

① 鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター） 市民

鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）は、保健、医療、福祉及び介護が一体となった市民福祉の向上、健康の保持増進を図ることを目的とした施設です。

社会福祉協議会をはじめとする各種民間団体との協働により地域コミュニティの醸成を図るとともに、乳幼児から高齢者、障害者などすべての市民に親しまれ、市民が集う場として会議室の利用や各種研修会など最新の情報交流の場として各種施策を総合的に提供します。

■ 指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
利用者数	37,498	34,455	34,000	33,000

② 鴨川市福祉センター 市民

鴨川市福祉センターは、高齢者同士がお互いの親睦を図る場として、また、教養の向上、レクリエーションや介護予防教室の場として利用ができます。

また、福祉団体やボランティアの皆さんの活動のために、地域ぐるみによる福祉推進活動の場として、集会室や研修室などの場を提供します。

■ 指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
利用者数	13,474	15,329	15,000	14,000

③天津小湊保健福祉センター **市民**

天津小湊保健福祉センターは、市民の相互交流の場として、健康相談や健康教室、介護予防活動を行うほか、教養の向上やレクリエーションなど地域福祉活動を行うための施設です。

また、福祉団体やボランティアの皆さんの活動のために、地域ぐるみによる福祉推進活動の場として、集会室や研修室などの場を提供します。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
利用者数	5,512	5,484	5,400	5,200

④地域包括支援センター **高齢者**

鴨川市には、鴨川市総合保健福祉会館内と、天津小湊保健福祉センター内の2か所に地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、地域において支援を必要とする高齢者等への支援が迅速に行えるように、福祉総合相談センター及び関係機関等とのネットワークの充実を図ります。また、地域住民への周知を継続して、地域に根ざした相談機関となるように地域活動等に協力をしていきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
新規相談受付件数	-	324 件	350 件	350 件

⑤老人憩の家（江見・長狭） **市民**

老人憩の家は、高齢者同士がお互いの親睦を図る場として、また、教養の向上、レクリエーションや介護予防教室の場として利用できるものです。

また、福祉団体やボランティアの皆さんの活動のために、集会室などの場を提供します。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
利用者数（江見老人憩の家）	10,125	8,957	7,700	7,500
利用者数（長狭老人憩の家）	2,856	2,490	2,400	2,200

第3章 いつまでも安心して暮らせるまち

1 高齢者福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

①生活支援ホームヘルプサービス事業 介護保険非該当の高齢者

高齢者の健全な生活確保と要介護状態への進行の予防を図るため、介護保険非該当の65歳以上高齢者を対象に日常生活において生活支援が必要な対象者にホームヘルパーを派遣します。

今後、新たに始まる地域支援事業の「介護予防・生活支援サービス事業」との関係などにより、事業の位置づけや内容の変更も想定していきます。

■指標

	実績値			目標値
	24年度	25年度	26年度	29年度
利用者数（毎月の延べ人数）	2	2	0	2

※平成26年度は9月当初

②配食サービス事業 調理が困難な高齢者

栄養バランスに配慮した夕食を届けることで栄養改善を図るため、また、直接渡すことで安否確認を行うため、食事の調理が困難な高齢者に配食サービスを実施します。

今後、新たに始まる地域支援事業の「介護予防・生活支援サービス事業」との関係などにより、本人負担額の見直しなども想定していきます。

■指標

	実績値			目標値
	24年度	25年度	26年度	29年度
利用者数 （毎月の利用者の延べ人数）	631	572	214	500
配食数	8,663	6,458	2,415	7,500

※平成26年度は8月末日時点

③緊急通報システム 一人暮らし高齢者

一人暮らし高齢者などで急病や発作などの緊急時に救急車の出動要請や医療機関、家族などへ連絡通報ができるよう、ボタンを押すことにより受信センターに連絡されるシステム（ペンダント型無線発信機や家庭用端末機）を設置します。

今後も、設置前と設置後に十分な機器説明を実施することで不安の解消に努めるとともに、様々な機会を通じて事業についての周知を十分に行い、適切なサービスの提供に努めていきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
年度末全設置者数	252	242	241	278

※平成 26 年度は、8 月末日

④ひとり暮らし高齢者等孤立防止事業 一人暮らし高齢者・高齢者二人世帯

一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯の孤立や孤独死がないよう、民生委員へひとり暮らし高齢者・高齢者二人世帯・65 歳到達者名簿を提供し、調査依頼を行います。そのうち、調査台帳が提出された方のみ、訪問協力員が月 1 回安否確認を行います。

今後も民生委員児童委員への調査協力を行い、安否確認事業を継続していくとともに、更なる輪を広げるために、民生委員児童委員や社会福祉協議会などと協力して住民への理解を求めていく活動を進めていきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
年間延べ訪問回数	11,165	11,288	4,515	12,000
対象者人数	1,175	1,182	1,034	1,500

※平成 26 年度は、8 月末日

⑤生活支援ショートステイサービス事業 介護保険非該当の高齢者

生活習慣の改善や生活管理指導を行い在宅高齢者の生活支援を図るため、介護保険非該当で日常生活に支障のある在宅の高齢者の生活支援ショートステイサービスを行います。

過去3年間の利用はありませんが、要介護認定者の増加に伴い、介護予防の一層の推進が求められていることから、一層の利用促進を図ります。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
利用者数	0	0	0	6

※平成 26 年度は 4 月当初

⑥介護予防デイサービス事業 介護保険非該当の高齢者

介護予防、心身機能の維持向上を図るため、介護保険非該当の 65 歳以上高齢者を対象にデイサービスセンター等への介護予防通所を実施します。

過去3年間の利用はありませんが、要介護認定者の増加に伴い、介護予防の一層の推進が求められていることから、一層の利用促進を図ります。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
介護予防デイサービス利用者	0	0	0	6

※平成 26 年度は 4 月当初

⑦養護老人ホームへの入所措置

高齢者

環境や経済的理由により自宅での生活が難しい高齢者に対し、市町村が費用を負担して養護老人ホームなどに入所措置を行います。

今後も、福祉総合相談センターとの連携を図りながら、入所対象者を適切に把握し、今後も入所希望者が円滑に入所できるように支援していきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
年度末入所者数	54	47	50	58

※平成 26 年度は 8 月末日

⑧高齢者緊急一時保護事業

緊急保護の必要な高齢者

虐待を受けた又は災害等により、在宅での生活が困難となった高齢者の迅速な保護に努め、市内外の養護老人ホーム等との連携により緊急保護施設を確保することにより、生命及び身体の安全確保、権利利益の擁護を図ります。

今後は、本制度の一層の周知を進めるとともに、保護施設となる養護老人ホームの確保はもとより、利用しやすい負担額の設定について検討していきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
利用者数	0	0	0	1

平成 26 年度は 9 月末時点

(2) 家族介護支援の充実

①家族介護教室 在宅で介護している家族介護者

施設入所している家族やデイサービス等利用者の家族を対象として、介護に関する知識や技術を習得する介護者教室を開催します。

今後は、各専門職に協力を得て介護者が参加しやすいプログラムを検討し、一層の参加を促します。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
参加人数	7	0	10	10

②家族介護者等支援交流事業 在宅で介護している家族介護者

日ごろの介護者同士の悩みや体験を分かち合い、介護に対する不安を解消し介護負担の軽減を図るため、家族介護者等支援交流事業(介護者の集い)を実施します。

今後も、地区ごとに実施をしていくとともに、地域で介護業務等を実施している事業所等にも協力を得ながら開催していきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
参加人数	106	63	60	100
開催回数	3 回	3 回	3 回	5 回

③介護用品（紙おむつ・尿取りパッド）の支給

市民税が非課税の世帯で
要介護4、5に認定された高齢者

在宅で要介護高齢者や重度障害者を介護している家族への支援として、経済的負担及び精神的負担の軽減を図るため、紙おむつや尿取りパットを無料で支給します。

今後も、周知活動を行い対象者への配布が実施できるように配慮していくとともに、介護に関する相談やアドバイス等を行い介護者の負担軽減を図ります。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
介護用品の支給者数	52	52	50	50

2 介護保険サービスの充実

(1) 介護予防・居宅サービスの充実

①介護予防訪問介護・訪問介護(ホームヘルプサービス) 要支援・要介護認定者

ホームヘルパーが要介護者等の居宅を訪問し、身体介護（食事、排せつ、衣類着脱、入浴等の介護）や生活援助（調理、衣類の洗濯、住居等の掃除、整理整頓、その他必要な家事）等を行うサービスです。

利用頻度が高く、利用者の需要が伸びていくサービスであることから、今後もホームヘルパーの必要性が高い対象者と事業者に対し情報提供を積極的に行い、サービスが適切に提供できる体制を整備していきます。

また、介護予防訪問介護については、平成 27 年度から段階的に地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業へと移行するため、減少で見込み、完全移行する予定である平成 29 年度以降は見込まないものとします。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	人数	1,342	1,399	1,335	900	444	0		
	回数	105,090	105,569	111,835	114,193	120,739	130,355	146,363	171,107
介護	人数	5,150	5,196	5,500	5,868	6,432	7,164	8,316	8,460

※介護予防については、月単位の定額制であるため、利用回数は掲載していません。

※利用者数は、年間の延べ人数。

②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護 要支援・要介護認定者

浴槽を要介護者等の居宅に持ち込み、心身の状態について十分な配慮のもとで、入浴の介護を行うサービスです。

事業者の数が少ないサービスですが、利用が伸びてきていることから、事業者への働きかけや利用者の情報提供によって、必要としている人が適切にサービスを利用できるように努めます。

■サービス量（推計）

区 分	実績値		見込値	推計値					
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	回数	1	18	17	26	41	59	98	149
	人数	1	14	13	12	24	24	24	24
介護	回数	4,044	4,081	4,323	4,402	4,069	3,806	3,691	4,211
	人数	814	861	862	888	900	936	960	984

※利用者数は、年間の延べ人数。

③介護予防訪問看護・訪問看護 要支援・要介護認定者

主治医の指示に基づいて、看護師等が要介護者等の居宅を訪問し、病状の観察・管理、清拭、じょく瘡の処理、カテーテル等の管理、リハビリテーションあるいは家族への療養上の指導を行うサービスです。

利用が伸びてきていることから、医師会等との調整を図り、供給量確保の方策を検討していきます。

■サービス量（推計）

区 分	実績値		見込値	推計値					
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	回数	283	321	145	206	252	352	458	748
	人数	99	97	36	48	60	72	84	96
介護	回数	8,516	8,642	8,979	8,902	9,199	9,658	8,930	6,460
	人数	1,926	1,990	2,111	2,172	2,352	2,616	2,928	2,988

※利用者数は、年間の延べ人数。

④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション 要支援・要介護認定者

病院または診療所の理学療法士または作業療法士が要介護者等の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図るために行う理学療法または作業療法によるリハビリテーションを行うサービスです。

利用が伸びてきており、予防的観点からも必要度の高いサービスであることから、事業者や医療機関との連携を密にし、供給体制の整備を図ります。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	回数	576	568	1,018	1,630	2,472	3,605	5,556	7,854
	人数	46	57	86	120	156	204	240	240
介護	回数	2,530	3,098	3,137	3,470	4,843	6,619	9,396	12,414
	人数	210	250	244	252	312	396	456	468

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導 要支援・要介護認定者

要介護者等の居宅に病院、診療所の医師、歯科医師、薬剤師、その他厚生労働省令で定める者が訪問し、居宅における療養上の管理及び指導を行うサービスです。

利用が伸びてきていることから、市内や近隣の医療機関の協力を得ながらサービスの充実を図ります。また、パンフレット等の活用や医療機関等（病院、歯科医院、薬局）との連携により、制度内容の周知を図り、必要としている人が適切にサービスを利用できるように努めます。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	回数	16	10	0	12	12	12	12	12
介護	回数	1,672	1,682	1,802	1,836	2,004	2,244	2,460	2,532

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑥介護予防通所介護・通所介護（デイサービス） 要支援・要介護認定者

特別養護老人ホームまたはデイサービスセンターに通って、入浴、食事の提供、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

利用頻度が比較的高く、今後も利用増が見込まれるため、事業者への働きかけと利用者の情報提供により、必要としている人が適切にサービスを利用できるように努めます。

なお、平成 28 年度以降、一部事業者については、地域密着型通所介護（仮称）へと移行することから、平成 28 年度に一時的に減少するものと見込みます。

また、介護予防通所介護については、平成 27 年度から段階的に地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業へと移行するため、減少で見込み、完全移行する予定である平成 29 年度以降は見込まないものとします。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	人数	1,142	1,177	1,185	840	360	0		
	回数	35,571	36,800	38,771	42,263	28,204	31,776	38,936	46,790
介護	回数								
	人数	4,393	4,426	4,460	4,632	2,940	3,156	3,420	3,444

※介護予防については、月単位の定額制であるため、利用回数は掲載していません。

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケアサービス） 要支援・要介護認定者

介護老人保健施設、病院及び診療所に通い、理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

利用が伸びてきていることから、事業者への働きかけと利用者の情報提供により、必要としている人が適切にサービスを利用できるように努めます。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	人数	642	810	740	804	876	948	1,032	1,128
	回数	35,964	36,909	37,305	38,789	41,398	45,052	48,113	44,258
介護	回数								
	人数	4,132	4,361	4,520	4,812	5,244	5,796	6,540	6,636

※介護予防については、月単位の定額制であるため、利用回数は掲載していません。

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 (ショートステイ)

要支援・要介護認定者

介護老人福祉施設等に短期間入所し、その施設において入浴、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

利用が伸びてきていることから、今後利用者のニーズに応えられるよう、市内外の介護老人福祉施設等においてベッド数の安定的かつ継続的な確保を図ります。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	日数	78	66	160	293	488	785	1,406	2,237
	人数	22	15	19	24	36	36	48	48
介護	日数	13,484	16,607	21,497	24,343	30,046	37,085	50,476	73,184
	人数	1,279	1,538	1,890	2,016	2,352	2,712	3,084	3,480

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護 (ショートケア)

要支援・要介護認定者

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護等を行うサービスです。

利用が伸びてきていることから、今後、介護老人保健施設や介護療養型医療施設、医療機関などとの連携によりサービス必要量を確保することでスムーズな利用を促進します。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	日数	39	26	31	37	46	55	65	65
	人数	8	7	8	12	12	12	12	12
介護	日数	3,740	3,624	5,173	7,084	9,838	14,261	23,003	36,800
	人数	557	583	732	804	852	972	1,104	1,176

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑩介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与 要支援・要介護認定者

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、用具及び機能訓練のための用具を貸与するサービスです

利用が伸びてきていることから、事業者に対してサービス参入の促進とサービス提供の充実を図ります。また、利用者に対する窓口説明やパンフレットの配布等により、継続的に情報を提供するとともに、ケアマネジャーに対してもサービス内容の周知徹底を図ります。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護予防	人数	640	749	677	696	708	720	732	744
介護	人数	6,645	6,926	7,447	7,884	8,208	8,844	9,360	9,900

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑪特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費 要支援・要介護認定者

入浴または排せつ等の用に供する福祉用具を購入した場合に、年額 10 万円を限度として費用の 90%を支給するサービスです。

利用が伸びてきており、利用者に対する窓口説明やパンフレットの配布等により、継続的に情報の提供を図るとともに、福祉用具貸与や住宅改修等も合わせて、利用者への相談体制の充実を図ります。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護予防	人数	48	48	72	96	132	180	204	204
介護	人数	168	180	216	240	264	312	360	408

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑫住宅改修 要支援・要介護認定者

手すりの取り付け、段差の解消等、一定の住宅改修をした場合に、20 万円を限度として費用の 90%を支給するサービスです。

利用者数は年によってばらつきがありますが、今後も一定数の利用が見込まれるため、サービス提供にあたっては、工事の内容、範囲等について、ケアマネジャーを通して十分に周知するとともに、具体的な工事内容の相談に十分に対応していきます。また、改修後の確認についても体制の整備を図っていきます。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	人数	48	60	60	60	60	72	72	72
介護	人数	120	132	108	120	120	144	156	168

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑬介護予防特定施設入居者生活介護・要支援・要介護認定者 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームに入居している要介護者等が、その施設から入浴、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスです。

利用者数は年によってばらつきがありますが、今後、高齢者のための多様な住まいの提供に向け需要が増えることも予測されるため、事業者との連携によりサービス必要量を確保し、サービスのスムーズな提供に努めます。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	人数	21	14	3	0	0	0	0	0
介護	人数	248	236	231	240	276	324	348	360

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑭介護予防居宅介護支援・居宅介護支援 要支援・要介護認定者

要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整等を行うサービスです。

利用が伸びてきており、今後も高齢者数の増加に伴い、認定者数が増加することが予測されるため、安定したサービスの提供が図れるよう、事業者の確保に努めます。

また、ケアマネジャーに対しては公正・中立な業務遂行という観点から事業者への指導・支援を行うとともに、事業者連絡会での継続的な情報交換及び実務研修等を行うことで、ケアマネジャー全体の質の向上を図ります。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	人数	3,128	3,363	3,199	3,240	3,288	3,336	3,384	3,432
介護	人数	12,153	12,545	13,028	13,824	14,616	15,720	17,748	18,192

※利用者数は、年間の延べ人数。

(2) 地域密着型サービスの充実

①介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護 **要支援・要介護認定者**

認知症の要介護者専用の通所介護のサービスです。

利用が伸びてきており、グループホームや小規模多機能型居宅介護施設や医療機関との連携を図ることで、認知症の方々の需要を把握し、医療機関、各種サービス事業者や居宅介護支援事業者と連携し、サービスを円滑に提供します。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	回数	3	0	0	0	0	0	0	0
	人数	1	0	0	0	0	0	0	0
介護	回数	3,525	4,078	5,707	5,812	5,458	5,272	5,136	7,075
	人数	216	251	363	408	444	516	588	660

※利用者数は、年間の延べ人数。

②介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護 **要支援・要介護認定者**

認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

利用者数は年によってばらつきがありますが、平成 26 年度途中から実施事業者が看護小規模多機能型居宅介護へと転換することから、今後の需要を見込み、平成 28 年度に 25 床分を新たに整備するとともに、グループホームや認知症対応型通所介護を行う施設、医療機関、各種サービス事業者や居宅介護支援事業者と連携し、サービスを円滑に提供します。

また、小規模多機能型居宅介護サービスの周知をサービス事業者に図ることで、サービス提供体制の充実に努めます。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護 予防	人数	33	11	0	0	12	12	12	12
介護	人数	345	354	271	0	288	288	288	288

※利用者数は、年間の延べ人数。

③介護予防認知症対応型共同生活介護・

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援・要介護認定者

認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、施設内で行われた介護サービスが介護保険の適用を受けるといふものです。

利用が徐々に伸びてきており、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護施設や認知症対応型通所介護を行う施設、各種サービス事業者や居宅介護支援事業者との情報交換及び連携を図ることで、認知症対応サービスの充実に努めます。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護予防	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護	人数	750	757	802	876	960	1,068	1,200	1,224

※利用者数は、年間の延べ人数。

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護認定者

定員 29 人以下の介護老人福祉施設で、平成 27 年度より新たに提供を開始します。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護	人数	0	0	0	180	180	180	180	180

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑤看護小規模多機能型居宅介護

要介護認定者

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供し、医療ニーズに対応した小規模多機能型のサービスで、平成 27 年度より新たに提供を開始します。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護	人数	0	0	0	252	276	312	360	372

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑥地域密着型通所介護 要介護認定者

小規模型通所介護費の対象となる小規模な通所介護事業所については、制度改正により、平成 28 年 4 月から市町村が指定・監督する地域密着型サービスに新たに位置づけられることになりました。なお 29 年度までには指定、監督は市町村となります。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護	回数					18,803	21,184	25,958	31,194
	人数					1,956	2,112	2,280	2,304

※利用者数は、年間の延べ人数。

⑦その他の地域密着型サービス

鴨川市では平成 27 年度から平成 29 年度の期間内には利用を見込みませんが、その他の地域密着型サービスとしては下記のものがあります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携しながら定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	主に中重度者等の要介護者を対象とし、緊急時の通報により 24 時間、訪問介護が受けられるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下で、機能訓練及び療養上の世話が行われるケアハウス、老人ホーム等で行われる介護サービスが介護保険の対象となるものです。

(3) 施設サービスの充実

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護認定者

常に介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者に、介護や日常生活の援助をする施設です。

鴨川市内には、特別養護老人ホームは2施設あり、サービス量を確保するために、市内施設だけではなく、近隣市町との連携及び居宅介護支援事業者への情報提供等を充実し、円滑な施設利用に努めます。

また、利用者のニーズに応え平成26年度に60床整備を行うことから、平成27年度以降の利用の増加を見込んでいます。

■サービス量（推計）

区 分	実績値		見込値	推計値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
介護 人数	2,305	2,553	2,579	3,000	3,240	3,360	3,360	3,360

※利用者数は、年間の延べ人数。

②介護老人保健施設

要介護認定者

症状が安定していて入院の必要がない要介護者にリハビリや介護、その他日常生活の援助をする施設です。

鴨川市内には、介護老人保健施設は1施設あり、サービス量を確保するために、近隣市町と連携しながら、供給量の適正な確保に努めます。また、介護老人保健施設は長期入所のケースが少ないことから、各種医療機関や福祉施設、在宅サービス事業者との情報交換を密にしていきます。

■サービス量（推計）

区 分	実績値		見込値	推計値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
介護 人数	1,042	1,130	1,094	1,092	1,092	1,092	1,140	1,164

※利用者数は、年間の延べ人数。

③介護療養型医療施設

要介護認定者

長期間の療養や医療を受けながら介護が必要な要介護者に、リハビリ等必要な医療や介護をする施設です。

鴨川市内には、介護療養型医療施設は4施設あり、今後の介護療養型医療施設の廃止に向け、円滑に転換することになっていますが、国の動向を見ながら、医療機関との情報交換や、サービスの提供に努めます。

■サービス量（推計）

区 分		実績値		見込値	推計値				
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護	人数	1,012	1,108	1,194	1,188	1,188	1,188	(1,188)	(1,188)

※利用者数は、年間の延べ人数。

（４）介護保険制度の円滑な運営

①情報提供の充実

市民への介護保険制度の周知を図るため、広報紙やリーフレット等の作成、説明会の開催等とともに、市のホームページの中でも情報の提供に努めていきます。

また、利用者による介護サービス事業所の選択を支援することを目的として、都道府県内の事業所の比較検討が可能となるよう、介護サービスの種類ごとに共通の項目の情報が定期的に公表されます。主体である県、その他関係機関との連携強化を図り、サービス提供事業者の情報開示を促進します。

②鴨川市介護相談員事業（相談・苦情処理体制の強化）

サービス提供者や行政とのあいだに立ち問題解決に向けた手助けをする介護相談員が、特別養護老人ホーム等の介護保険施設を月に２回程度訪問し入所者と面接する事により、施設での生活状況等を聞き、施設側に伝える事で施設サービスの向上を図ります。

また、介護相談員として、介護等に関する知識を習得するために定期的な研修会等を開催していきます。

■指標

	実績値			目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
面接人数	1,706 人	1,451 人	1,500 人	1,500 人
訪問回数	80 回	94 回	90 回	90 回

③サービス従事者の質的向上の促進

ケアマネジャー・通所サービス・ホームヘルパー等に従事をするサービス従事者の質的向上に向け、研修等を開催していきます。また、精神的なサポート体制を構築していくとともに、個別事例の支援を実施しながらスキルアップにもつなげていきます。

⑤要介護（要支援）認定の適正化

要介護（要支援）認定は、認定調査員の訪問調査による調査票と主治医の意見書により介護認定審査会で審査・判定します。申請から認定結果まで法令どおりに通知ができるよう、認定調査員一人ひとりに対して十分な研修・指導を行う等、正確・公平な認定調査と審査会運営に努めていきます。

⑥給付の適正化

事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求等を抑制し、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、必要なサービスが適切に提供されるよう、関係機関等への働きかけやサービス提供事業者への指導に努めます。

また、認定訪問調査の点検、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知等を積極的に推進します。さらに、介護給付適正化ソフトを導入し、積極的に給付適正化に努めます。

(5) 介護保険料の設定

次の①～④の給付費の推計のうち、第6期（平成27年度～平成29年度）の介護保険料算定に必要な推計は、平成27年度～平成29年度のみで、平成32年度、平成37年度の推計は、現時点の参考値です。

① 予防給付費の推計

■ 予防給付費推計

単位：千円

サービスの種類	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
介護予防サービス					
介護予防訪問介護	15,204	7,384	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	216	325	472	792	1,199
介護予防訪問看護	1,092	1,350	1,858	2,405	3,857
介護予防訪問リハビリテーション	4,389	6,643	9,690	14,932	21,110
介護予防居宅療養管理指導	83	83	83	83	83
介護予防通所介護	27,658	21,424	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	31,130	33,501	35,958	38,372	42,644
介護予防短期入所生活介護	1,216	2,043	3,281	5,881	9,350
介護予防短期入所療養介護（老健）	723	879	1,072	1,243	1,245
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,042	4,094	4,154	4,174	4,227
特定介護予防福祉用具購入費	1,353	1,781	2,310	2,686	2,709
介護予防住宅改修	4,416	4,698	5,089	5,417	5,582
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	1,080	1,080	1,080	1,080
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	13,350	13,527	13,712	13,955	14,137
合 計 【予防給付費】	104,872	98,812	78,759	91,020	107,223

※四捨五入の端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

②介護給付費の推計

■介護給付費推計

単位：千円

サービスの種類	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
居宅サービス					
訪問介護	305,342	321,352	345,944	385,004	450,027
訪問入浴介護	48,738	44,881	42,099	41,108	47,010
訪問看護	50,583	52,166	54,789	50,838	37,209
訪問リハビリテーション	9,267	12,953	17,767	25,450	33,943
居宅療養管理指導	14,824	16,265	18,322	20,105	20,692
通所介護	336,119	222,618	249,964	304,511	364,528
通所リハビリテーション	342,345	361,571	391,126	410,479	370,696
短期入所生活介護	196,803	238,630	291,079	388,856	544,592
短期入所療養介護（老健）	84,883	122,701	182,037	299,957	485,284
短期入所療養介護（病院等）	5,008	3,964	3,604	2,082	1,265
福祉用具貸与	115,873	117,817	125,930	131,125	140,125
特定福祉用具購入費	5,469	6,356	7,478	8,818	9,824
住宅改修費	7,257	6,636	7,324	7,239	8,174
特定施設入居者生活介護	90,335	121,649	157,629	179,284	182,942
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	56,732	53,400	53,491	54,737	80,721
小規模多機能型居宅介護	0	47,540	47,359	47,345	47,352
認知症対応型共同生活介護	211,497	231,752	256,056	287,601	293,983
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	41,624	41,544	41,544	41,544	41,544
看護小規模多機能型居宅介護	61,581	67,244	75,613	86,699	88,524
地域密着型通所介護		148,412	166,642	203,007	243,019
施設サービス					
介護老人福祉施設	726,941	782,890	811,781	811,781	811,781
介護老人保健施設	269,309	268,789	268,789	280,963	284,518
介護療養型医療施設	405,530	404,746	404,746	404,746	404,746
居宅介護支援	184,764	194,547	209,060	235,611	242,066
合 計 【介護給付費】	3,570,824	3,890,423	4,230,173	4,708,890	5,234,565
総給付費（予防給付費＋介護給付費）	3,675,696	3,989,235	4,308,932	4,799,910	5,341,788

※四捨五入の端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

③標準給付費の推計

■標準給付費推計

単位：千円

区 分	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
総給付費	3,662,679	3,967,510	4,284,829	4,771,701	5,308,975
特定入所者 介護サービス費等	176,099	170,882	179,558	189,352	191,892
高額介護サービス費等	78,246	82,386	87,768	92,460	93,702
高額医療合算介護サービス費等 給付額	10,440	10,800	11,520	12,240	12,240
審査支払手数料	3,107	3,275	3,486	3,675	3,722
合 計 【標準給付費】	3,930,572	4,234,853	4,567,161	5,069,429	5,610,531

※四捨五入の端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

※総給付費は、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を加味しているため、②の総給付費の額とは一致しません。

④地域支援事業費の推計

■地域支援事業費

単位：千円

	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	70,694	72,783	78,495	86,118	95,316
包括的支援事業・任意事業費	57,341	59,242	63,891	70,921	78,495
合 計 【地域支援事業費】	128,035	132,025	142,386	157,039	173,811

※四捨五入の端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

⑤第1号被保険者が負担すべき費用（保険料収納必要額の見込み）

「保険料収納必要額」とは、第6期介護保険事業運営期間（平成27年度～平成29年度）において、第1号被保険者の保険料として確保することが必要な額です。

■保険料収納必要額

単位：円

区分	27年度	28年度	29年度	3年間合計額
標準給付費見込み額（Ⅰ）	3,930,571,534	4,234,853,337	4,567,161,075	12,732,585,945
地域支援事業費（Ⅱ）	128,035,000	132,025,000	142,386,000	402,446,000
第1号被保険者負担分相当額（A） （Ⅰ＋Ⅱ）×22.0%	892,893,438	960,713,234	1,036,100,356	2,889,707,028
調整交付金相当額（B）	196,528,577	211,742,667	228,358,054	636,629,297
調整交付金割合	7.01%	6.78%	6.72%	
調整交付金見込み額（C） （Ⅰ）×調整交付金割合	275,533,000	287,123,000	306,913,000	869,569,000
準備基金取り崩し見込み額（D）				165,000,000
保険料収納必要額 A＋B－C－D				2,491,767,325

■第1号被保険者の保険料基準額の算出

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\begin{array}{l} \text{保険料基準額（月額）} \\ \text{〔5,898 円〕} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{保険料収納必要額} \\ \text{〔2,491,767,325 円〕} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{予定保険料収納率} \\ \text{〔98\%〕} \end{array}} \\
 \div \boxed{\begin{array}{l} \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数} \\ \text{〔35,922 人〕} \end{array}} \div 12
 \end{array}$$

⑥第 1 号被保険者の保険料の段階設定について

平成 27 年度～平成 29 年度の第 1 号被保険者の保険料段階設定は下記のとおりとします。

■第 6 期事業計画期間（平成 27 年度～平成 29 年度）における保険料段階設定

段階設定	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第 1 段階	生活保護受給者または、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者あるいは、 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が 80 万円以下	基準額 × 0.50	35,400 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	基準額 × 0.75	53,100 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が 120 万円超	基準額 × 0.75	53,100 円
第 4 段階	本人は市民税非課税で、かつ、合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下で、世帯員に市民税課税者がいる人	基準額 × 0.90	63,700 円
第 5 段階 (基準額)	本人は市民税非課税で、かつ、合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円を超え、世帯員に市民税課税者がいる人	基準額	70,800 円
第 6 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満	基準額 × 1.20	84,900 円
第 7 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	基準額 × 1.30	92,000 円
第 8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	基準額 × 1.50	106,200 円
第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 290 万円以上	基準額 × 1.70	120,300 円

第4章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内連携の強化

すべての高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で安心して生活できるよう、各種高齢者福祉施策や介護保険サービス等の推進にあたっては、保健・医療・福祉等の各分野が連携し、総合的に実施していきます。

また、健康づくり、生きがいづくり等の施策など、生涯学習・健康づくり・地域福祉等の各部門相互の連携を強化し、内容の充実と効果のある展開を図ります。

(2) 関係機関との連携強化

各種高齢者福祉施策や介護保険サービス等の提供にあたっては、医療機関や民間サービス事業者等とも連携を強化し、各種サービスが迅速、的確に受けられるよう努めるとともに、支援を必要とする高齢者のニーズ把握や情報交換、保健・福祉サービス等の調整を図ります。

また、新たに始まる介護予防・生活支援サービス事業や生活支援サービスの体制整備にあたって、地域で活動する各種団体や、関係機関との連携を一層図っていきます。

2 推進のための役割分担

高齢者の生活支援や見守り、健康づくり、介護予防への取り組みなど、すべての高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で安心して生活を送るためには、行政はもちろんのこと、団体・機関、サービス提供事業者、企業、学校、市民、家庭及び地域が自助、共助、公助の適切な役割分担のもとに、緊密な連携をとりながら、一体となって進めることが重要です。

■役割

市民	高齢期に入る前から生活習慣病の予防など健康づくりを行う必要があります。 また、高齢者は自らできることは積極的に行い、地域活動やボランティア活動に積極的に参加するなど新たな生活支援サービスの担い手としても期待されるとともに、趣味や生涯学習・スポーツ、健康づくり等の活動に意欲的に取り組み、いきいきとした生活を送るように努めることが大切です。
地域の 団体・ 機関等	自治会行事や健康づくり、生涯学習・スポーツ活動、文化活動等を通じて高齢者同士や世代間交流を図るとともに、孤立と閉じこもり防止、援護を必要とする高齢者等の見守り、在宅介護支援の体制づくりの協力・連携が求められます。 また、老人クラブや地域活動等の団体、NPO などについては、生活支援サービスの中心的な担い手として、ボランティア活動や助け合いささえあいの活動を積極的に行っていくことが大切です。
事業者	介護保険サービス提供事業者においては、要介護者本人の意向を尊重し、家族との間に立って適切なサービスを選択できるように、情報提供や相談に応じるとともに、サービスの質の向上に取り組むことが求められます。
市	市は、高齢者等の保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材の確保に努め、計画の進行管理及び点検体制を整備し、実施します。 また、高齢者福祉や介護保険に関する各種サービスについての情報提供や相談体制の充実を図るとともに、健康づくりや地域でのささえあいの体制づくりを促進します。

3 点検・評価方法

本計画は、すべての高齢者が地域社会の中で、いつまでも健康で安心して生活できるよう、地域の実情に応じた高齢者福祉、介護保険の体制を計画的に確保するためのものです。

本計画に掲げられた施策・事業が円滑に推進されるよう、介護保険運営協議会等の組織を活用して、随時、進捗状況を点検・評価し、介護保険事業の健全な運営や、計画的な施策・事業の推進にかかる課題を整理・検討し、改善に努めていきます。

資料編

- 1 鴨川市介護保険運営協議会に関する条例及び規則
- 2 鴨川市介護保険運営協議会委員
- 3 厚生労働省資料
- 4 策定経過